

令和4年6月定例会

横芝光町議会会議録

令和4年 6月3日 開会

令和4年 6月9日 閉会

横芝光町議会

令和 4 年 6 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 3 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第 1 号ないし議案第 9 号、報告第 1 号ないし報告第 5 号の上程、説明	5
一般質問	32
小 倉 弘 業 君	32
森 川 貴 恵 君	44
宮 薊 博 香 君	60
休会の件	76
散会の宣告	77

第 2 号 (6 月 9 日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	80
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	81
開議の宣告	82

諸般の報告	82
一般質問	82
川 島 富士子 君	82
山 崎 義 貞 君	100
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	114
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	115
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	116
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	117
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	118
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	122
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	123
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	125
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	126
議員派遣の件	126
横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	127
請願及び陳情の件	128
日程の追加	130
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	130
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	131
閉会の宣告	131
署名議員	133

6 月 定 例 会

(第 1 号)

令和4年6月横芝光町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月3日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第5号について（町長政務報告、提案理由説明）

日程第 5 一般質問

日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
4 番	秋 鹿 幹 夫 君	5 番	宮 蘭 博 香 君
6 番	山 崎 義 貞 君	7 番	越 川 一 雄 君
8 番	庄 内 賢 一 君	9 番	鈴 木 和 彦 君
10 番	鈴 木 輝 男 君	11 番	川 島 仁 君
12 番	川 島 富 士 子 君	13 番	鈴 木 克 征 君
14 番	鈴 木 唯 夫 君	16 番	川 島 勝 美 君

欠席議員（2名）

3 番	印 東 彦 治 君	15 番	八 角 健 一 君
-----	-----------	------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 晴彦 君	副 町 長	山田 智志 君
総務課 長	及川 雅一 君	企画空港課 長	平山 貴之 君
財政課 長	向後 和彦 君	環境防災課 長	北田 勝也 君
税務課 長	椎名 雄一 君	住民課 長	川嶋 修 君
産業課 長	佐久間 真一 君	都市建設課 長	若梅 吉伸 君
福祉課 長	古作 健二 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	鈴木 正広 君
食肉センター 長	郡司 勇 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	越川 直樹 君
会計管理者	大木 敏江 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	押尾 良晴 君
教育課 長	椎名 淳 君	健康こども長 健康こども長 健康こども長	霞 澄人 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 齋 藤 美 紀

◎開会の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。八角健一議員から体調不良のため、印東彦治議員からは傷病のため、本日欠席との届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席人数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年6月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

12番 川 島 富士子 議員

5番 宮 菌 博 香 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月10日までの8日間にしたいと思いますが、これご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月10日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は自己紹介をお願いします。

総務課長から順をお願いします。

○総務課長（及川雅一君） おはようございます。

それでは、令和4年度4月の人事異動によりまして課長職に変更がございましたので、私、総務課長から自己紹介という形で紹介をさせていただきます。

総務課長の及川雅一でございます。よろしくお願いいたします。

○財政課長（向後和彦君） おはようございます。このたび財政課長を拝命いたしました向後和彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画空港課長（平山貴之君） 企画空港課長の平山貴之です。4年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業課長（佐久間真一君） 産業課長の佐久間真一です。よろしくお願いいたします。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 都市建設課長2年目となりました若梅吉伸です。よろしくお願いいたします。

○環境防災課長（北田勝也君） 環境防災課長の北田勝也でございます。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○教育課長（椎名 淳君） 教育委員会教育課長の椎名淳と申します。教育課は3年目になります。よろしくお願いいたします。

○社会文化課長（霞 澄人君） 社会文化課長、3年目になります霞澄人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（古作健二君） 福祉課長の古作健二です。本年4月からとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（川嶋 修君） 住民課長の川嶋修と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（椎名雄一君） 税務課長の椎名雄一です。よろしくお願いいたします。

○健康こども課長（鈴木正広君） 本年4月1日付で健康こども課長を拝命いたしました鈴木正広です。どうぞよろしくお願いいたします。

○東陽病院事務長（越川直樹君） 東陽病院事務長の越川直樹です。2年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○食肉センター所長（郡司 勇君） 食肉センター所長の郡司勇と申します。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（大木敏江君） 引き続き会計管理者を務めさせていただきます大木敏江です。3年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件及び陳情1件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第5号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第5号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和4年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、世界ではロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が依然として終息が見えない状況となっており、多くの尊い生命が失われております。一日も早い終息が迎えられることを心より願うものであります。

こうした中、国内では新型コロナウイルス感染症の感染が、全国的に減速傾向にあるものの、国においては、重症化予防を目的として4回目のワクチン接種を実施することとなり、

当町においても対象となる方々へのワクチン接種が円滑に行えるよう準備を進めているところでございます。

ロシアによる軍事侵攻、新型コロナウイルス感染症の影響により物価の高騰が進み、日常生活への影響が大きくなっております。この厳しい状況を一日も早く打開し、その先に新しい可能性を見いだすべく、皆様と一歩一歩歩みを進めてまいりたいと存じます。

それでは、現在の町の動き等諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました令和3年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は135億1,109万円、歳出総額は129億9,402万円で、形式収支では5億1,707万円の黒字となる見込みです。これから、繰越明許費や事故繰越しなどに係る今年度への繰越財源5,174万円を差し引いた4億6,500万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となる見込みです。

また、令和3年度の町債借入額は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に7億810万円の借入れを行い、3年度末の町債残高は105億3,971万円となる見込みです。一方、一般会計に属する基金残高は43億8,550万円となる見込みで、主なものは財政調整基金18億4,970万円、公共施設総合管理基金9億2,300万円、地域振興基金6億3,074万円となっています。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は27億6,360万円、歳出総額は27億859万円で、形式収支では5,501万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は3億926万円、歳出総額は3億767万円で、形式収支では159万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は27億2,325万円、歳出総額は25億7,444万円で、形式収支では1億4,881万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は6,284万円、歳出総額は5,923万円で、形式収支では360万円程度の黒字となる見込みですが、これから継続費通次繰越に係る繰越財源1万円を差し引いた359万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億

1,913万円、歳出総額は1億7,645万円で、形式収支では4,268万円の黒字となる見込みですが、これから事故繰越しに係る繰越財源552万円を差し引いた3,716万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万2,159人、病床利用率は63.9%で、前年度と比較しますと2,061人、病床利用率で5.9ポイントの増となりました。外来については、前年度に比べ1,383人増の延べ3万5,255人でありました。

続いて、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は15億9,069万円で、収益的支出は16億796万円であり、収支差引きでは1,727万円の赤字となりました。次に、資本的収入は1億16万円で、停電用非常電源装置増設工事や医療機器購入を主とした資本的支出は1億5,729万円となり、収支差引きで不足する5,713万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い入院制限や受診控えはあったものの、入院、外来ともに患者数が増加したため、医業収益は増収となりました。しかしながら、内科医師不足に伴う非常勤医師の報償費や感染症対策に係る材料費及び経費のほか、電力単価の増加による光熱水費などが増えたことから、支出が増加しております。

以上、令和3年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、令和4年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について、述べさせていただきます。

初めに、企画空港課関係についてであります。令和3年度の成田国際空港周辺対策交付金につきましては、約13億7,000万円が交付され、令和2年度と比較しますと約4,000万円が増額されました。令和4年度も引き続き同等額を確保できるよう努めるとともに、この交付金を活用しながら航空機騒音対策の推進を図り、地域振興に資する施策を積極的に実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、令和4年度国予算から新たに1億163万5,000円を限度額として交付されることとなりました。これについては、令和3年度国予算から示され用途を定めていなかった4,027万4,000円を含めて、当交付金の趣旨に沿った事業を実施

するため、本議会へ提出させていただいた一般会計補正予算案へ計上したところです。

次に、環境防災課関係についてであります。5月29日の日曜日に行いました町内一日清掃は、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染が収束しない中、予防対策を講じながら、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき、事故もなく無事に実施することができました。ポイ捨てごみや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図れたものと認識しており、ご協力いただきました皆様にお礼を申し上げます。

また、6月19日の日曜日には、栗山川周辺環境ボランティア活動として、町民の皆様、各種団体や事業所の参加をいただき、堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。今後も、町のシンボルである栗山川をはじめ、町内の環境美化を図るため、町民の皆様と共に協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、産業課関係についてであります。夏期観光事業につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により昨年度、一昨年度は海水浴場の開設を断念いたしました。今年度は、感染症予防の十分な対策を講じながら、7月16日から8月21日までを開設予定期間として、屋形海水浴場の準備を進めてまいります。

なお、木戸浜海岸につきましては、海岸の地形変動や波の状況より離岸流の発生する可能性が高く、海水浴場としての安全性を確保することが難しいことから、今後も改善が見込まれないと判断し、非常に残念ではございますが、今年度から不開設といたします。今後の木戸浜海岸の利活用につきましては、宿泊組合や地元関係者のご意見を伺いながら、新たな観光資源の開発に努めてまいります。

また、海岸愛護月間運動に合わせ、7月3日の日曜日に、「海岸クリーン大作戦」として町民の皆様、ボランティア関係団体、町内事業所等に呼びかけを行い、海岸清掃を実施いたします。町の観光資源である屋形海岸及び木戸浜海岸の環境美化に取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、福祉課関係についてであります。令和4年1月28日の議会議員全員協議会にて説明させていただいた、1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、給付金の対象となる令和3年度の住民税非課税世帯へ2月21日に確認書を発送し、返送期限である5月20日までに、辞退等を除いた2,527世帯に対して給付を行い、支給率は97.4%でありました。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事

情にあると認められた家計急変世帯に関しては、5月31日までに申請のあった7世帯に対し1世帯当たり10万円を給付しておりますが、申請期限の9月30日まで引き続き受付を行ってまいります。また、これらの給付金の対象となっていない世帯のうち、新たに令和4年度の住民税非課税世帯への給付が追加となることから、準備を進めております。

続いて、健康こども課関係についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて、国制度の子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、令和4年3月31日までに出生した新生児から高校生等の児童を養育している子育て世帯に対して、児童1人当たり10万円を支給し、最終的に1,667世帯、2,909人分で、2億9,090万円の給付を行い、対象児童ベースで執行率は99.1%となりました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの3回目接種につきましては、5月24日時点で65歳以上は7,379人で接種率は81.8%、64歳以下は7,218人で接種率は51.3%となっております。

また、5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種につきましては、町文化会館で実施する集団接種を3月26日から、個別接種を4月から開始し、順次接種日程を編成し、実施しております。

一方、4回目接種につきましては、関係政令が5月25日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的に予防接種法の特例臨時接種に位置づけられました。接種対象は、60歳以上の方または18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方で、接種間隔は3回目接種から5か月経過後となっていることから、これに伴う関連経費を補正予算案に計上させていただきました。今後、国からのワクチン供給状況を勘案しながら、7月からの本格的な接種開始を目指し、諸準備を進めてまいります。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の「令和4年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する

条例の制定) についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び固定資産税の土地に関して令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置の実施のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 2 月 18 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免措置の対象期間を延長することについて、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第 3 号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の減免措置を令和 4 年度においても継続するため、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第 4 号 横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、令和 4 年 4 月 1 日から横芝光町食生活改善推進員の名称が横芝光町食生活改善普及員に変更となったことから、横芝光町健康づくり推進協議会の構成を変更するため、横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第 5 号 令和 4 年度横芝光町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業、公衆無線 LAN 整備事業、観光復興支援事業等のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業、個別予防接種事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業等の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ 2 億 4,489 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 789 万 3,000 円とすべく提案したものでございます。

議案第 6 号 令和 4 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでありま

すが、本案は、特定個人情報情報の情報照会連携に伴い、介護保険システムの改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,733万円とすべく提案したものでございます。

議案第7号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、千葉県内の食肉センター再編整備に係る経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,400万円とすべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会教育長の押尾良晴氏の任期が令和4年6月21日をもって満了となることから、その後任として實川睦子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員の椎名義明氏の任期が令和4年6月21日をもって満了となることから、引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

報告第1号 令和3年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は、令和3年度横芝光町一般会計予算のうち、継続費の年割額を通次繰越した都市計画策定事業に係る継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものでございます。

報告第2号 令和3年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）で繰越明許費を設定した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ほか6事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

報告第3号 令和3年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。本件は、令和3年度横芝光町一般会計予算において、避け難い事故のため年度内に支出の終わらなかった防災行政無線維持管理事業に係る事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

報告第4号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費繰越報告についてであります。本件は、令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算のうち、継続費の年割額を通次繰越した維持管理費（公営企業会計法適用移行業務）に係る継続費繰越計算書に

について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものでございます。

報告第5号 令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計事故繰越し繰越報告についてでございますが、本件は、令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算において、避け難い事故のため年度内に支出の終わらなかった施設整備費に係る事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） 議案第1号及び議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりをご用意願います。

表紙をめくって1ページをご覧ください。

初めに、議案第1号の補足説明です。

本案は、法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

1枚めくっていただき、3ページをご覧ください。

3ページは専決処分書で、令和4年3月31日付で専決処分したものです。

次は、2枚めくっていただき、7ページをお願いします。

7ページからが改正文となります。今回の改正条例は2条立てで構成されており、このページから12ページの中段までが第1条で、内容は、横芝光町税条例の一部改正となります。

12ページをご覧ください。

このページの下段が第2条で、内容は、令和3年3月に制定した横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部改正です。このページ最終行からは、附則となっています。

次は、黄色の表紙の議案関係資料つづりをご用意願います。

表紙をめくって、1ページをご覧ください。

本条例の制定の概要です。

内容の要旨は、地方税法等の一部を改正する法律、令和４年法律第１号の公布に伴い、横芝光町税条例等の一部を改正するものです。

主な改正点は２点で、１つ目は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、この控除を受けるためには、現行制度では令和３年１２月３１日までに対象住宅へ入居していなければなりません、この適用期限を４年延長し、令和７年１２月３１日を入居期限とするものです。

次に、主な改正点の２つ目は、固定資産税に関するもので、土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。改正前の制度では、令和５年度までは課税標準額の上昇幅を評価額の５％にすることとなっていたところ、資料記載のとおり、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の２.５％とするものです。

２ページをお願いします。

続いて、改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明します。

初めに、２条立てのうち第１条関係となります。アンダーライン部分が改正になったところですが、今回の税条例の改正は、令和４年度税制改正による法律の改正に合わせ、全て法律の改正どおりに条例を改めるもので、これに伴い、文言の整理のみを行う部分につきましては説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、施行日につきましては、原則令和４年４月１日ですが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

それでは、初めに、第１８条の４であります。第１８条の４は納税証明書の交付手数料に関する規定で、手数料を納付しなければならない納税証明書の対象に、右側、改正案の括弧書きのとおり、法第３８２条の４に規定する、当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含むこととするものです。法第３８２条の４の規定といいますのは、ＤＶ被害者等を保護するため新たに設けられた規定で、内容は、ＤＶ被害者等から住所に代わる連絡先について申出があった場合には、住所ではなくその連絡先を記載した証明書を交付しなければならないとするもので、この改正規定の施行日は令和６年４月１日です。

次に、第３３条の改正ですが、第３３条は個人住民税所得割の課税標準に関する規定で、このうち第４項は上場株式等の配当等に係る特定配当等に関する規定です。上場株式等の配当所得に対する税金は源泉徴収されるため、申告不要であります。新旧対照表左側の現行制度では、住民税の申告書または所得税の確定申告書に必要事項を記載して提出することにより、

総合課税または分離課税を選択することができ、また、個人住民税と所得税とで異なる課税方式を選択することが可能となっています。この課税方式の不一致は国民健康保険等、他の制度に影響を与えてしまうことから、改正案では、個人住民税と所得税の課税方式を一致させるため、確定申告書への記載をもってのみ総合課税または分離課税のいずれかが選択でき、この場合には前項の規定は適用しないという内容に改めるもので、施行日は令和6年1月1日です。

次のページ、第6項は上場株式等の譲渡所得に係る特定株式等譲渡所得に関する規定で、こちらも個人住民税と所得税の課税方式が一致するよう、確定申告書への記載をもってのみ分離課税が選択でき、この場合には前項の規定は適用しないという内容に改めるもので、施行日は令和6年1月1日です。

次に、第34条の7は寄附金税額控除に関する規定で、第5号には、寄附金税額控除の対象となる寄附金として、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金が掲げられており、現行では、アンダーライン部分、括弧書きのとおり、所得税法施行令の一部改正の経過措置として、改正前の所得税法施行例に規定する民法法人を含むこととなっていました。経過措置期間の終了に伴い、括弧書き部分を削除するものです。

4ページをお願いします。

次に、第34条の9は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、先ほどの第33条第4項及び第6項の改正内容に合わせ、配当割額または株式等譲渡所得割額の税額控除を確定申告書の記載に基づいてのみ行う内容に改めるもので、施行日は令和6年1月1日です。

次は、第36条の2、町民税の申告に関する規定の改正です。

次のページ、最初のアンダーライン部分は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件に関する規定の整備で、公的年金以外の所得がなかった方でも、配偶者特別控除を受けようとする場合には町民税の申告書を提出しなければなりませんが、左側の現行制度では、括弧書きのとおり、所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を除くとなっており、言い換えますと、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除については、申告書の提出を要しないという規定になっています。今回の改正では、現行の内容をより具体的に示し、疑義の生じにくい規定に改めるもので、施行日は令和6年1月1日です。

次の第2項は地方税法施行規則の改正による項ずれを改めるもので、こちらの施行日も令

和6年1月1日です。

次は、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定ですが、下から5行目の見出しの改正は、現行の「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めるもので、これは、給与所得者が提出しなければならない扶養親族申告書へ、新たに扶養親族以外の事項を記載することとなったためです。

次のページをお願いします。

右側の改正案、最初のアンダーライン部分が扶養親族等申告書に新たに記載することとなった事項で、ここに規定されている、一定の配偶者であって退職所得を有する方がいる場合には、その氏名を記載することとなります。施行日は令和5年1月1日です。

次の第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、見出しについては、公的年金等受給者が提出しなければならない扶養親族申告書へ新たに扶養親族以外の事項を記載することとなったことから、現行の「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めるものです。

本文の改正は、扶養親族等申告書を提出しなければならない公的年金等受給者の要件を改めるもので、改正案のアンダーライン部分のとおり、特定配偶者または16歳以上で退職所得のある扶養親族を有する公的年金等受給者については、申告書を提出しなければならないこととなります。

次のページ、右側の改正案、最初アンダーライン部分、特定配偶者の氏名が扶養親族等申告書へ新たに記載することとなった事項です。

施行日は、第36条の3の3の改正規定、全て令和5年1月1日です。

次の第48条第9項と第15項の改正は、法律の改正による項ずれを改めるものです。

このページ、一番下の第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する規定です。

最初のアンダーライン部分は固定資産課税台帳の定義を追加するもので、改正案、括弧書きのとおり、同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含むこととするものです。この措置というのは、住所が明らかになることにより人の生命または身体に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、住所を削除するか、または住所に代わるものとして、市町村長が適当と認める事項を記載することなどとなっています。

次のアンダーライン部分は閲覧の定義を追加するもので、DV被害者等からの申出により、住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含むこととするものです。

施行日は、固定資産課税台帳の定義の追加については令和4年4月1日、閲覧の定義の追

加については令和6年4月1日です。

次は、8ページをお願いします。

第73条の3の1つ目のアンダーライン部分は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の定義を追加するもので、改正案、括弧書きのとおり、同条ただし書の規定による措置を講じたものを含むこととするものです。この措置というのは、先ほどと同様、住所が明らかになることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、住所を削除する、または住所に代わるものとして、市町村長が適当と認める事項を記載することなどとなっています。

次のアンダーライン部分は交付の定義を追加するもので、DV被害者等からの申出により、住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含むこととするものです。

施行日は、証明書の定義の追加は令和4年4月1日、交付の定義の追加は令和6年4月1日です。

次からは、附則の改正部分となります。

附則第7条の3の2は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、制定の概要でも触れましたが、法改正に合わせ、控除が受けられる期間を令和15年度までから令和20年度までに、また、居住年の期限を令和3年度までから令和7年までにそれぞれ延長するもので、施行日は令和5年1月1日です。

次の附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例割合に関する規定で、第3項から次のページ、一番下の第19項までについては、法律の改正に伴い、項ずれ部分を改めるものです。

次のページをお願いします。

第20項から第24項までにつきましても、法律改正に伴い、項ずれ部分を改めるものです。

改正案の第25項は新設で、法附則第15条第44項の規定により、県から指定を受けた貯留機能保全区域の土地に係る課税標準の特例割合を4分の3と定めるものです。

次の附則第10条の3第9項は、省エネ改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置に関する規定で、法律改正前は、一定額以上の外壁や窓等の熱損失防止改修工事を行った場合のみが減額措置の対象となりましたが、法律の改正により、熱損失防止改修工事のほか、太陽光発電装置や太陽熱利用システムなどの設置工事を行った場合には、これらの費用と合わせて一定額を超えていれば減額措置の対象になることとなったため、これに伴い、条例中、現行の「熱損失防止改修住宅」や「熱損失防止改修工事」に「等」を追加し、「熱損失防止

改修等住宅」や「熱損失防止改修工事等」に改めるものです。

次のページ、第11項は、省エネ改修が行われて、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置に関する規定で、第9項と同様の改正です。

次の附則第12条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する規定で、制定の概要でご説明したとおり、土地に係る固定資産税は、税負担の上昇が緩やかになるよう負担調整措置が講じられており、令和5年度までは課税標準額の上昇幅を評価額の5%にすることとなっているところ、右側の改正案、アンダーライン部分のとおり、商業地等に係る令和4年度分の上昇幅については、2.5%とする規定を追加するものです。

次のページをお願いします。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、現行の第2項では、分離課税の特例の適用を受けるには、住民税の申告書に必要事項を記載して提出した場合でも適用になる規定となっていますが、改正後は、確定申告書の提出により所得税において分離課税の適用を受けた場合に限り、住民税でも適用することに改められるもので、施行日は令和6年1月1日です。

このページ、一番下の附則第17条の2、次のページ、第3項の改正は、引用していた租税特別措置法第37条の9が法律の改正で削除されたことに伴い、条例の規定を整備するもので、施行日は令和5年1月1日です。

次の附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、現行の第4項では、特例適用配当等に係る課税の特例として、分離課税を選択する場合には、住民税の申告書に必要事項を記載して提出した場合でも適用となる規定となっていますが、改正後は、確定申告書にその旨の記載があるときに限り適用することに改められるもので、施行日は令和6年1月1日です。

このページ、一番下の附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で——次のページをお願いします——第4項及び第6項の改正も、確定申告書に特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用することに改められるもので、施行日は令和6年1月1日です。

次のページ、現行の附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定ですが、先ほど説明いたしました附則第7条の3の2の住宅借入金等特別税額控除の改正により、ここで規定されていた特例措置の内容が附則第7条の3の2に包含されることとなったため削除するもので、施行日は令和5年1月1日です。

次のページをお願いします。

16ページは今回の改正条例の第2条関係の新旧対照表で、第2条関係は、令和3年3月に制定した横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

1つ目のアンダーライン部分は、第36条の3の3第1項の改正文の一部改正です。第36条の3の3第1項は、個人県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、昨年3月に現行のとおり一度改正をしましたが、先ほどの第1条関係で説明したとおり、申告書を提出しなければならない公的年金等受給者の要件が改正されたことから、これに伴い、アンダーライン部分のとおり改正文を改める必要が生じたもので、この施行日は令和5年1月1日です。

2つ目のアンダーライン部分は、令和3年の改正条例の附則第2条第4項の一部で、現行の内容を改正案のとおり具体的な内容に整備するもので、施行日は令和6年1月1日です。

次は、またピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただき、12ページをご覧ください。

12ページ、最終行からは今回の改正条例の附則となります。

次のページ、附則第1条の施行期日につきましては、先ほどの説明で都度申し上げさせていただきました。

次のページ、2行目から始まる附則の第2条以降は、経過措置となります。こちらの説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

議案第1号の補足説明は以上です。

次は、17ページをお願いします。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

本案は、政令の一部改正等に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

1枚めくっていただき、19ページをご覧ください。

19ページは専決処分書で、令和4年3月31日付で専決処分をしたものです。

次に、2枚めくっていただき、23ページをお願いします。

23ページは改正文となります。改正内容につきましては、関係資料でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづりをご用意願います。

17ページをご覧ください。

本条例の制定の概要です。

内容の要旨は、高齢化等の影響による医療費の増加に対応するため、国民健康保険税賦課限度額の見直しを国が行ったことから、これに合わせて条例の改正を行うものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、令和4年度も引き続き減免対象とするため、改正を行いました。

国民健康保険税の賦課限度額変更の内容は、基礎課税額分は63万円から65万円へ、後期高齢者支援金等課税額分が19万円から20万円へ引上げとなりました。介護納付金課税額分は17万円で、変更ありません。

なお、国民健康保険税の税率につきましては、令和4年度は据え置くことといたしましたので、これに係る条例の改正はありません。

次のページをお願いします。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明します。

初めに、第2条第2項の改正は、国民健康保険税のうち基礎課税額の賦課限度額を現行の「63万円」から「65万円」へ改めるものです。

次の第3項の改正は、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の「19万円」から「20万円」へ改めるものです。

次の第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、63万円を65万円に、19万円を20万円に改めるのは、減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を、通常の賦課限度額と同様に引き上げるものです。

このページ、最終行からは附則の改正となります。

次のページ、附則第5項のアンダーライン部分、現行の同条中というのは、その前に記載のある第21条第1項を指していますので、「同条中」を「同項中」に改め、より適正な規定に整備するものです。

附則第17項は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減額の特例に関する規定で、令和4年度分の保険税についても引き続き減免できるよう、対象となる納期限を1年間延長し、現行の「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものです。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきますので、また、ピンク色の表紙の議案つづりにお戻りください。

23ページをお願いします。

附則の第1項は施行期日で、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

附則の第2項は適用区分となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午前11時15分とします。

（午前11時02分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

○議長（川島 仁君） 提案理由説明を続けます。

議案第3号について、福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 議案第3号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案・報告つづりの25ページからと、黄色の表紙の議案関係資料20ページからになります。

初めに、黄色の表紙の議案関係資料20ページの制定の概要をご覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置を令和4年度においても継続することから、横芝光町介護保険条例の一部を改正するものであります。

内容の趣旨としましては、第1号保険料の減免措置となります。国の財政支援の継続実施に伴い、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、令和4年度においても減免措置を継続するものであります。

次に、新旧対照表でご説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

アンダーライン部が改正部分となります。令和4年度においても減免措置を継続するため、附則第11条第1項において、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めます。

恐れ入ります、ピンクの表紙の議案・報告つづりの27ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第11条第

1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用するいたします。

以上、議案第 3 号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第 4 号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） それでは、議案第 4 号の補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙、議案つづりは29ページから、黄色の表紙、議案関係資料つづりは22ページからとなります。

議案つづりをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、令和 4 年 4 月 1 日から横芝光町食生活改善推進員の名称が横芝光町食生活改善普及員に変更となりましたことから、横芝光町健康づくり推進協議会の構成を変更すべく、横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1 枚めくっていただきまして、31ページをご覧ください。

改正文となります。

それでは、本条例の制定の概要につきましてご説明させていただきますので、黄色の表紙、議案関係資料つづりの22ページをご覧ください。

内容の要旨であります。横芝光町食生活改善協議会が令和 4 年 4 月 1 日から千葉県食生活改善協議会を退会したことに伴い、全国食生活改善推進員協議会規約第20条の規定により、食生活改善推進員の名称を使用することができなくなりましたことから、横芝光町食生活改善普及員に変更すべく、横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正するものであります。

1 の退会の理由でございますが、山武保健所管内では、令和 2 年 4 月 1 日に東金市、山武市及び芝山町が千葉県食生活改善協議会を退会しており、その後の管内事業の実施が困難な状況になっていたため、令和 4 年 2 月22日に当町食生活改善協議会は千葉県食生活改善協議会へ退会届を提出し、令和 4 年 4 月 1 日から当該協議会を退会したところでございます。

また、2 の名称変更の必要性につきましては、全国食生活改善推進員協議会規約第20条の規定によりまして、退会を受理された後は食生活改善推進員の名称の使用を認めないものとするとしているため、現行の名称を変更する必要性が生じたところであります。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、23ペ

ージをお願いいたします。

中段の横芝光町健康づくり推進協議会の項中の「町食生活改善推進員代表」を「町食生活改善普及員代表」に改めるものでございます。

申し訳ありませんが、またピンクの表紙、議案つづりに戻っていただきまして、31ページをご覧ください。

下から3行目からが附則となります。この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の横芝光町附属機関に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとするものです。

以上、雑駁でございますが、議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第5号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第5号 令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

補正予算書をご用意願います。

令和4年度横芝光町の一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億789万3,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

4ページから6ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、3回目接種に係る追加分及び4回目接種のワクチン接種委託料の増額に伴う増です。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国が繰越しを行った当町への令和4年度事業分としての交付限度額1億3,803万2,000円のうち、既に当初予算化した残りの交付金額4,027万4,000円と、新たに地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるとされた、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の交付金1億163万5,000円で、合わせて1億4,190万9,000円です。

2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うための交付金です。

次の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、令和4年3月中に出生の新生児で4月中の申請となったものに対しての事業費と事務費分で、令和4年度分として受け入れるものです。

3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、4回目のワクチン接種体制確保に係る職員手当、コールセンター業務、接種会場運営などの経費に対しての補助金です。補助率は10分の10です。

16款2項4目農林水産業費県補助金の農地利用最適化交付金は、農業委員会の各委員が農地利用最適化活動で新たに開始するタブレット利用に係る経費に対しての交付金です。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源調整として計上しました。

21款7項2目過年度収入は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、令和3年度事業分として、令和4年4月以降に給付したものに対しての補助金です。

続いて、8ページ、歳出です。

2款1項8目企画費の地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業は、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価相当対応分活用事業で、町内の全世帯約9,900世帯を対象に、1世帯当たり町内の協力店舗で利用できる1万円分の商品券をお配りする事業です。3節の職員手当は、当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当。10節需用費の消耗品は、事務用品の購入代。印刷製本費は、封筒及びポスターの印刷代。11節役務費の通信運搬費は、商品券の郵送代と協力店舗への案内、ポスターの郵送代等。手数料は、協力店舗へ支払う商品券換金の振込手数料が主なものです。12節委託料の地域経済活性化・生活者支援商品券発送データ作成業務委託料は、各世帯への宛名入り通知文の作成業務委託料。次の地域経済活

性化・生活者支援商品券作成業務委託料は、商品券を作成するための委託料です。18節地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業補助金は、商品券が使用された店舗へ支払う換金分で、配分した商品券の換金率を98%と見込みました。

12目情報管理費のネットワーク管理事業の町ネットワーク改修委託料は、農業委員会サポートシステムのネットワーク設定を変更するための改修委託費。次のネットワーク機器導入委託料は、地方創生臨時交付金を活用し、役場本庁舎及び健康づくりセンタープラムに業務用専用無線LANを導入し、オンライン会議等が利用できる環境を整備するための委託費です。

公衆無線LAN整備事業、9ページにかけてとなります。この事業につきましても地方創生臨時交付金を活用したもので、役場本庁舎、文化会館、町民会館など、町内の主要な公共施設に公衆無線LANを導入し、施設利用の利便性の向上や、災害時における情報収集等に利用できる環境を整備するための委託費です。

3款1項2目老人福祉費のシルバー人材センター活動支援事業は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センターが会員数を増加させた割合に応じて加算がある国庫補助金を申請するに当たり、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としていることから、シルバー人材センター運営費補助金を増額するものです。

7目介護保険費の介護保険特別会計繰出事業は、介護保険システム改修のための事務費分の繰り出しです。

3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金活用事業で、令和3年度に実施した給付金事業と同様に、令和4年度給付金事業として実施するものです。全額国庫負担により、低所得の子育て世帯へ児童1人当たり5万円の給付金を支給します。支給対象者は、令和4年度中に児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給される方と、令和4年3月末時点において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を監護している方で、ともに令和4年度分の住民税均等割が非課税であるか、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和4年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる方となります。

3節の職員手当は、当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当。10節需用費は、事務用品の購入代。11節役務費の通信運搬費は、対象者への通知郵送代。手数料は、給付金の振込手数料。12節の子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料は、対象者の抽出、受給者管理などに係るシステム改修委託料。19節の子育て世帯生活支援特別給付金は、給付対象

児童数を245人と見込みました。

10ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の個別予防接種事業は、子宮頸がんワクチン接種に係る経費で、令和4年度から積極的勧奨を再開したところではありますが、平成25年6月からの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月から令和7年3月までの3年間を、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて実施するものです。

10節需用費の消耗品は、事務用品の購入代。印刷製本費は、接種予診票や封筒の印刷代。11節役務費は、個別通知郵送料。12節個別接種委託料は340人を見込み、19節定期予防接種助成金は、積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃し、対象年齢を過ぎて任意接種を自費で受けた方への助成金で、40人を見込んでいます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目接種に係る追加分経費と4回目接種に係る経費分で、全額国費で賄われ、4回目接種については、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方などが対象となります。3回目の追加接種者数を1,596人、4回目の接種者数を1万364人を見込んでいます。

3節職員手当は、当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当。10節需用費は、事務用品、感染予防対策用品の購入代。11節役務費の通信運搬費は、接種券、ワクチンパスポートなどの郵送料と電話料。手数料は、町外の医療機関で接種した場合の手数料です。12節委託料、1つ目の健康管理システム改修委託料は、4回目接種に係るシステム改修委託料で、2つ目以降の委託料につきましては、それぞれ既存の委託料が増額となるものです。11ページの17節備品購入費は、書類収納ラックの購入代です。

次の新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業は、地方創生臨時交付金活用事業で、町内5つの医療診療所に1診療所当たり20万円の支援金を交付します。

次の健（検）診受診・相談等の感染防止体制構築事業も地方創生臨時交付金活用事業で、成人及び母子の健診会場での感染防止対策と、各種相談者が来所せずに相談できるオンライン相談体制の環境を整備します。10節事業費は、飛沫防止用パネルやつい立てなどの消耗品の購入代。13節使用料及び賃借料は、Wi-Fiルーターの賃借料。17節備品購入費は、タブレットや加湿空気清浄機などの購入代です。

5款1項1目農業委員会費の農業委員会事務費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が使用するタブレットに係る経費で、10節需用費は、タブレット保護用消耗品購入代。11節

役務費は、タブレット使用に係る通信費代など。13節使用料及び賃借料は、タブレット管理用システム利用料です。

5目農地費の篠本配水機場管理事業は、篠本排水機場内の排水ポンプ給水槽水位計が故障し、自動運転に支障を来すため、交換工事を実施します。

12ページをお願いします。

6款1項1目商工振興費の就労相談支援事業は、地方創生臨時交付金活用事業で、ハローワーク千葉とのオンライン求職相談体制を整備します。12節委託料は、閲覧用パソコン初期導入委託料。17節備品購入費は、閲覧用パソコンなどの購入代です。

2目観光費の観光復興支援事業、この事業につきましても地方創生臨時交付金活用事業で、観光復興パンフレットを作成するための一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会への補助金です。

13ページ以降の給与費明細書の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

以上、令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第6号について、福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 議案第6号 令和4年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

別冊となっております介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,733万円とするものでございます。

内容につきましては、町長から提案理由でご説明申し上げましたとおり、特定個人情報の情報照会連携に伴う介護保険システムの改修に要する経費について、補正を行おうとするものです。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明をいたします。

3款2項6目システム改修費補助金、1節システム改修費補助金22万円は、介護保険システム改修費用の3分の2につきまして、国庫補助金を見込んだものであります。

8款1項3目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金11万円は、介護保険システム改修費用33万円から国庫補助金22万円を差し引いた額を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて7ページ、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費の12節委託料の33万円の増額であります。特定個人情報の情報照会連携に伴う介護保険システムの改修に要する経費でございます。このシステム改修によりまして、マイナンバーとひもづけられた口座情報の取組が可能となり、高額介護サービス費等の支給や住宅改修費等の償還払いの手続の軽減が図られることになります。

なお、マイナンバーと口座情報をひもづけるためには、マイナンバーカードを取得して、マイナポータルから交付金受け取り口座登録をする必要があります。

以上で、令和4年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第7号、食育センター所長。

〔食肉センター所長 郡司 勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司 勇君） 議案第7号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

食肉センター特別会計の補正予算書をご用意いたします。

令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,400万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、令和3年度からの繰越金のうち100万円を本補正予算の財源に充てるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、食肉センター再編整備出資金の新規計上でございます。本出資金は、千葉県が主導する千葉県食肉流通協議会作業部会におきまして、新たな食肉センターの再編整備に向け、整備基本計画の作成や用地交渉、また、国等への補助金申請など、各種手続を進めるため、東陽食肉センターほか県内 4 屠畜場が発起人となって新法人を設立すること、また、設立に当たっては、設立発起人である 5 つのと畜場がそれぞれ 100 万円ずつ出資することについて合意がなされたことから、新法人を設立するための出資金として増額計上するものでございます。

以上で、議案第 7 号の詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司 勇君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第 8 号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 議案第 8 号 横芝光町教育委員会教育長の任命について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり 33 ページをお願いいたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会教育長の押尾良晴氏の任期が令和 4 年 6 月 21 日をもって満了となることから、新たに教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

實川睦子氏は、横芝光町於幾にお住まいで、昭和 32 年生まれでございます。

實川氏は、昭和 55 年 4 月に芝山町立東小学校教諭を振出しに、長きにわたり教育現場でご活躍され、退職までの間、山武郡・市内の小学校の教諭として、地域や行政機関との連携を深めながら、常に子供の視点に立った児童第一主義で教育を実践され、平成 19 年 4 月から平成 26 年 3 月までは南郷小学校、日吉小学校、白浜小学校の教頭として、平成 26 年 4 月から横芝光町立上堺小学校長として、平成 28 年 4 月から横芝光町立大総小学校長として着任し、児童の健全育成、教職員の人材育成や意欲向上を図り、地域に信頼される学校づくりに努めるなどして、平成 30 年 3 月末に退職されました。

實川氏は、教育分野に関する豊富な知識と経験を有し、かつ人格高潔であり、教育委員会教育長として適任の方でございますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第 8 号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり35ページをお願いいたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会委員の椎名義明氏の任期が令和4年6月21日をもって満了となることから、椎名義明氏を引き続き教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

椎名義明氏は、横芝光町木戸にお住まいで、昭和26年生まれでございます。

椎名氏は、平成26年6月から町教育委員会委員に就任し、教育委員会委員長職務代理を平成28年6月まで務め、現在、教育長職務代理者を務めております。椎名氏は、昭和49年、銚子市立第四中学校教諭を振出しに、長きにわたり教育現場で活躍され、退職までの間、東上総教育事務所主任指導主事や山武郡・市内小学校の校長を歴任されました。

現在も教育行政の推進にご尽力をいただいております。教育委員会委員として適任の方でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 報告第1号ないし報告第3号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 初めに、報告第1号についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案・報告つづり37ページをご覧ください。

報告第1号 令和3年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は、継続費の令和3年度分年割額のうち、年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その繰越額を報告するものです。

対象事業は、7款土木費、4項都市計画費の都市計画策定事業で、用途地域の見直しにおいて千葉県との協議に時間を要したため、令和3年度継続費予算額517万円のうち441万3,000円を翌年度に繰り越したものです。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。

報告第2号 令和3年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は、令和4年2月議会臨時会、令和4年3月議会定例会で繰越明許費の承認をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、この繰越額を報告するものです。

繰越しの理由として、2款3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、社会保障税番号制度システム整備費補助金の交付決定が年度末になり、住民基本台帳ネットワークシステム改修業務が完了しなかったため、繰り越したものです。

3款1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、本事業における申請等の期限が令和4年9月30日までとされているため、繰り越したものです。

5款1項農業費の農業委員会事務費は、タブレットの購入を予定していましたが、農地集積・集約化対策事業費補助金の交付決定が年度末になり、納品が本年6月以降になったため、次の成田用土地改良区負担金事業は、受益地である芝山町にある揚水機場の改修工事において、新型コロナウイルス感染症の影響によりポンプの部品の入手ができず、年度内に工事が完了しなかったため、繰越したものです。

7款2項道路橋梁費の町道Ⅰ－8号線道路改良事業（横芝地先）は、道路用地取得に伴う地権者の相続手続が終わらなかったため、次の町道Ⅰ－10号線道路改良事業（宮川地先）は、用地取得に伴う補償物件の移転が終わらなかったため、次の町道Ⅰ－14号線道路改良事業（北清水・木戸地先）は、電柱の移転に不測の日数を要し、年度内に道路改良工事が完了しなかったため、繰り越したものです。

以上、7事業による繰越額の総額は、翌年度繰越額の計欄に記載のとおり、2億4,042万2,000円となりました。

続きまして、報告第3号についてご説明します。

41ページをご覧ください。

報告第3号 令和3年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る繰越額を報告するものです。

事故繰越しは、本来ならば年度内に完了する予定であった事業が避け難い事故などにより完了しなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越したものです。

今回ご報告する繰越事業は、8款消防費、1項消防費の防災行政無線維持管理事業の防災

行政無線無停電電源装置修繕工事で、翌年度繰越額は67万1,000円。繰越しの理由は、説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、受注業者における半導体を含む電子部品等の入手に想定以上の期間を要し、年度内に工事を完了することができなかったためです。

なお、当該工事の完了予定時期につきましては、10月末を見込んでいます。

以上で、報告第1号から報告第3号までの説明を終わりとさせていただきます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 報告第4号について、産業課長。

〔産業課長 佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君） 報告第4号についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案・報告つづり43ページをご覧ください。

報告第4号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費繰越報告についてでございますが、本事業の継続費の総額は1,837万円で、そのうち年割額で令和3年度の予算計上額は693万円でありましたが、入札執行の結果、予算額に対し残額が生じたため、残額の11万円を翌年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その繰越額を報告するものでございます。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

〔産業課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 報告第5号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司 勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司 勇君） 報告第5号につきましてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり45ページをご覧ください。

報告第5号 令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計事故繰越し繰越報告についてでございますが、本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、事故繰越しに係る繰越額を報告するものでございます。

事故繰越しは、本来ならば年度内に完了する予定であった事業が避け難い事故などにより完了しなかったことから、やむを得ず翌年度に繰り越したものでございます。

2款施設管理費の施設整備費は、浄化槽設備に係る補修工事で、表の中ほどにあります翌年度繰越額は551万7,600円で、繰越しの理由は、計算書の説明欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による海外からの使用部材の納入遅延により、製作期間に想定以上の

時間を要したことから、年度内に事業を完了することができなかったため、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、当該補修工事につきましては、5月29日に工事を完了しております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

〔食肉センター所長 郡司 勇君降壇〕

○議長（川島 仁君） 報告第1号 令和3年度横芝光町一般会計継続費繰越報告について、報告第2号 令和3年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第3号 令和3年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告について、報告第4号 令和3年度横芝光町農業集落排水事業特別会計継続費繰越報告について、報告第5号 令和3年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計事故繰越し繰越報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時58分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◎一般質問

○議長（川島 仁君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（川島 仁君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

〔1番議員 小倉弘業君登壇〕

○1番（小倉弘業君） 皆様、改めましてこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、小倉弘業が一般質問をさせていただきます。

今年も早いもので6月に入り、梅雨の季節を迎えましたが、依然新型コロナウイルス感染

症の収束には至らない状況であります。現在、減少傾向ではありますが、いまだ余談を許さない状況です。

その中、外国人観光客の受入れを今月10日から再開、また新型コロナ対策でのマスクの着用について、政府は5月20日、新たな方針を発表しました。基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しないとした上で、屋外では、周りの人と2メートル以上の距離があれば、会話の有無にかかわらずマスクを着用する必要はない。また、その距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合はマスク着用は必要ないとし、通常の生活に戻りつつあります。一日も早くこの新型コロナウイルス感染症が収束し、以前の生活に戻れることを願うばかりです。

また、今年2月24日にロシア軍が開始したウクライナへの軍事侵攻は、3カ月を過ぎた現在も停戦には至っていません。このロシアによるウクライナ侵攻は大変悲しく痛ましいことで、民間人への被害が増え続けていると言われていています。現在はこの戦争が長期化の様相を見せていますが、各国の働きかけにより、人道的停戦に向けた交渉が進むことを願います。この戦争で命を落とされた皆様へご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、大綱3点、質問させていただきます。

大綱1点目、保育施設の安全管理について。

記憶に新しい、昨年7月29日、福岡県中間市の私立双葉保育園であつてはいけない事故が起きました。当時5歳の園児が帰りの送迎バスに乗っていなかったことから、母親が同園に連絡し、園職員が施設内を探したところ、登園用のバスの中でぐったりとした姿で発見されました。朝の登園時に園児の乗った送迎バスが到着した際の降車確認や、その後、園での出欠確認を怠ったことで、炎天下の駐車場に止められた車内の温度が50度以上になったバスの中で、園児は9時間も放置され、熱中症により死亡が確認されるという痛ましい事故が起きました。

この事故で要因の一つとされているのは、幼稚園は学校教育法で定める学校の一つで、文部科学省が所管、保育園は児童福祉法に基づく施設で、厚生労働省が所管で、幼稚園では安全計画が義務化されていますが、保育園では義務化されていないことから、双葉保育園では安全管理ができていなかったことでこのような事故が起こってしまったのではないかとされています。

事故防止のためには、安全計画の下に、職員間でのコミュニケーション、情報の共有、事故防止のための実践的な研修の実施等が不可欠であるとされていますが、当町の保育施設で

は安全計画は作成されているのか、お伺いします。

2点目といたしまして、この事故を受け、国では昨年8月25日に、各都道府県、市町村担当課に、幼稚園、保育園、保育所などの保育施設に事故発生防止に向けた安全管理の徹底を呼びかけ、事務連絡を出しています。内容は、子供の欠席連絡などの出欠状況に関する職員間での情報共有、登園時や散歩時の園外活動における子供の人数確認、送迎バスを運行する場合の子供の乗車時及び降車時の座席や人数確認などの安全管理を徹底するよう周知していますが、当町では、安全管理への指導・要請はどのように行っているのか、お伺いします。

3点目といたしまして、毎年、台風や地震、またそれによって引き起こされる様々な災害が後を絶ちません。大切なお子様の命をお預かりしている幼稚園、保育園、保育所は、しっかりとした対策を備えておくことが必要ですが、町では保育施設に対し、どのような防災に向けた指導・要請を行っているのか、お伺いします。

次に、大綱2点目、地域防災計画について。

近年、大型化している台風や、いつ起こるか分からない大規模地震などによる災害対応を強化するため、今年度より改定された地域防災計画が活用されています。改定の修正内容は、千葉県を襲った15号台風の検証結果を踏まえた対応、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を図る。その他、時点修正や策定の進展・変更に伴う修正などが取り込まれたとありますが、内閣府では地域の特性に応じて自由な内容で計画を作成することが可能、地区の過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、活動主体の目標やレベルに合わせて地域の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要とされていますが、このたびの地域防災計画改定で、重視した点をお伺いします。

2点目といたしまして、地域防災計画の共有について。

この地域防災計画を基に、地域防災に向けての目標や課題を各団体と共有することや、その実践のために連携し協働することは大切なことではありますが、町では地域防災計画の各団体への周知、共有、連携はどのように行っているのか、お伺いします。

次に、3点目、避難行動要支援者の個別避難計画について。

この個別計画は、令和3年、災害対策基本法の改正により、市町村長は個別避難計画を作成するよう努めなければならないものとされたことに対し、千葉県地域防災計画の中にも市町村における避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化となりました。町の防災計画の中にも、避難行動要支援者避難支援プランの個別避難計画の策定とありますが、現在、当町では個別避難計画は作成されているのか、お伺いします。

次に、大綱３点目、通学路の一斉点検について。

昨年６月、千葉県八街市で起きた下校中の児童５人が飲酒運転のトラックにはねられて死傷した事故の裁判で、千葉地方裁判所は３月２５日、危険運転致死傷の罪に問われた被告に対し、懲役１４年の判決を言い渡しました。

この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は、昨年、全国１万９、０００校余りの公立小学校の通学路の点検を行った結果、千葉県での危険箇所は昨年１０月末現在で３、４９５か所に上ることが分かったとされています。

横芝光町では、昨年１０月末現在で２６か所中、町ホームページに掲載の２月８日更新の対応状況では７か所が対応済みとなっていました。先日更新され、３月末現在の対策済み箇所は２１か所と進んでいるようですが、悲惨な事故からもうすぐ１年を経過し、一日でも早く全ての危険箇所の改善を願うところでありますが、現在までの対策済み危険箇所の改善内容と、残り５か所の進捗状況をお伺いします。

以上、大綱３点、壇上からの質問とさせていただきます。

〔１番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） 小倉弘業議員の大綱１点目、保育施設の安全管理についてのご質問にお答えいたします。

初めに、保育施設の安全計画はについてであります。幼稚園を含む学校におきましては、学校保健安全法第２７条の規定により、学校安全計画の策定が義務づけられており、町内にあります２か所の私立認定こども園では同計画を策定している状況です。保育所に関しましては、法で定める安全計画の策定義務はございませんが、国で定める保育所保育指針の事故防止及び安全計画に基づきまして、安全管理に努めております。

次に、安全計画への指導はについてであります。事故等防止のためにはどのような点に留意すべきかについて明確にし、保育士の協力体制の下、日常的な安全点検や、安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要となります。

具体的な取組といたしましては、千葉県保育士部会や、山武郡市保育協議会で行われる各種リスクマネジメント研修等への参加や、山武警察署による防犯講習会、匝瑳市横芝光町消防組合による災害時における避難指導等を定期的に受けており、保育士の安全管理に対する

意識向上を図るとともに、事故等の未然防止及び事故発生時の的確な対処への備えに努めております。

次に、災害への対策はについてであります。多くの乳幼児を預かる各保育施設におきましては、万が一の災害時において、子供の大切な生命を守り、無事に保護者へ引き渡すために、適切かつ速やかな対応が取れるよう、非常災害対策計画や災害時避難マニュアル等を作成し、保育士の共通理解を図り、日常の備えとしていくとともに、定期的に火災や自然災害を想定した防災訓練を実施し、日頃から防災対策に取り組んでおります。今後も次代を担う子供の安全と保護者の安心のため、より万全な安全管理の徹底や防災対策に努めてまいります。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 小倉弘業議員の大綱２点目、地域防災計画についてのご質問のうち、改定で重視した点はと、各団体との共有はについてお答えいたします。

初めに、改定で重視した点はについてですが、町では、令和元年度房総半島台風をはじめとする一連の災害対応における経験や教訓を踏まえ、災害応急体制の見直しや大規模停電対策等を盛り込むとともに、千葉県地域防災計画の修正等を反映し、防災体制を強化するため、令和３年度、横芝光町地域防災計画の改定を行ったものであります。

特に、令和元年９月８日に発生した房総半島台風の際は、町内全域で１万４００件の大規模停電が発生し、９月２４日までの全面復旧までに１６日間を要した教訓を踏まえ、大規模停電への対応を図るため、地域における災害対策活動の拠点となる施設の非常用電源の確保や、燃料の備蓄、災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、長時間の停電が発生し、または発生のおそれがある場合の電力設備の復旧順位の明記や、電源車や発電機などの情報リスト化を計画に明記する改定を行いました。このほか、情報通信体制の整備強化、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を図るための改定や時点修正など改定を行いました。

次に、各団体との共有はについてですが、地域防災計画改定に当たって、横芝光町防災会議条例第３条第５項の規定により、関東農政局千葉県拠点、千葉県山武地域振興事務所及び山武警察署などの国・県関係機関、匝瑳市横芝光町消防組合、横芝光町消防団、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、医師会、水道企業団、民生委員・児童委

員や特別養護老人ホーム第二松丘園などの関係機関のご協力の下、地域防災計画改定について審議をいただいたところでありますので、各団体との共有は図られているものと考えております。

また、今回改定しました横芝光町地域防災計画については、関係機関を含め、61か所へ配付し、周知を図ったところであります。今後、様々な災害の発生に備え、引き続き各関係機関との連携を図っていきたいと考えております。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 小倉弘業議員ご質問の大綱2点目、地域防災計画についての、避難行動要支援者・個別避難計画についてのご質問にお答えします。

避難行動要支援者とは、災害発生時や発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難である者とされており、高齢者、要介護認定者、障害を持った方などがこれに該当します。

避難行動要支援者の情報を収集した台帳の整備は完了しておりますが、平時における避難支援等関係者への氏名、生年月日、身体状況などの情報提供については、本年4月末現在、対象者5,319人のうち2,720人から同意を得ております。引き続き、制度の趣旨について周知啓発を推進し、また、対象年齢到達者等には、随時、制度の周知及び同意申出書を送付の上、台帳の精度向上を目指してまいります。

個別避難計画に関しましては、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の作成には、近隣住民の助け合いを基本とする地域における共助の支援体制を整備することが大変重要であり、避難行動要支援者の安心・安全の強化につながるものと考えます。そのため、災害時の適切な支援の基盤として、平常時においても地域の中で見守りや支援のネットワークを確立し、顔の見える関係を築いていくことが大切です。個別避難計画の作成を進めている先進自治体の事例を参考に、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、消防機関や福祉事業所等と連携を図り、実効性のある避難支援がされるよう、要支援者ごとの実情に応じた個別避難計画の作成を進めてまいります。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 小倉弘業議員ご質問の大綱３点目、通学路の一斉点検についてお答えします。

通学路の点検につきましては、例年、横芝光町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して町内の小中学校を横芝地域・光地域に分け、それぞれに２年に１回実施しております。

令和３年度は、県の指導により緊急一斉点検として、横芝地域・光地域合わせて２６か所の対策必要箇所の点検を実施いたしました。

そのうち、本年５月末時点で対策済みは２１か所となっております。対策の内容は、カラー舗装、カーブミラーや表示の補修などハード対策や、除草作業、見守り活動、安全教育などのソフト対策など、現状に応じ対策を実施いたしました。

対策の済んでいない５か所につきましては、道路管理者や警察等の関係機関と協議し、対策方針を定め、進めておりますが、路面表示や外側線の引き直し等のハード対策は時間を要するものもあることから、引き続き速やかな対策完了を目指し、進めてまいります。

いずれにいたしましても、今後も児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めてまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君） それでは、通告に従い、順番に質問させていただきます。

初めに、保育施設の安全計画について。

先ほどの答弁では、２か所のこども園で安全計画を作成しているということですが、この送迎バス置き去り事故を受け、国より、安全管理の徹底として送られた事務連絡の中には、安全計画、危機管理マニュアルについて定義見直し、必要に応じて改定することとありますが、事故後、見直しなどの指導は行ったのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えいたします。

ただいまの危機管理マニュアルについて、この事故を受けての当町の対応でございます。

この事件を受けまして、この２か所の認定こども園では、学校安全計画の変更等を行ってはいりません。しかしながら、保育機関の間で事故防止のためのより一層の点検確認の徹底、それと職員間の連携を強化していると、そのようなご報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 今後もそのような事故があったときには、対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

福岡での事故を受け、先月13日、児童福祉法等の一部を改正する法律案が全会一致で可決され、保育園の安全計画も幼稚園と同じく児童福祉法で義務化となりましたので、事故防止につながる安全計画を作成していただきたいと思いますのですが、そのときにはやっていただけますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） はい、安全計画の策定について、検討いたします。やっていきたいと思います。お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） よろしくお願ひいたします。

次に、安全計画の指導について。

町では、関係法令に基づき、県と各保育施設に一般指導監査を行っていると思いますが、今まで行った一般指導監査の実施で、どのような不備があり、改善指導を行ったのか。また、運営等に問題を有する施設を対象に実施する特別監査に至るような問題は今まであったのか、お伺いします。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えいたします。

一般指導監査での指摘と特別指導監査のような事態があったのかというところでございますが、令和3年度の保育所の指導監査の結果についてであります。こちらにつきまして、文書をもって是正または改善の報告を求める事項は認められませんという通知を頂いております。

また、過去にも特別指導監査に至るような事案というのはございません。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） そのような事例がないということは、いいことだと思います。これからも指導監査など、内容を密に行っていただきたいと思います。

その他、今年4月15日も広島市で5歳の園児が保育中に亡くなり、近くの川で見つかり死

亡したという事故が起きました。この園児は保育園の周りのフェンスや生け垣の隙間から1人で外に出て、川で溺れた可能性が高いことが分かったとされていますが、この事故を受け、当町では保育施設の点検などは行ったのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 当町では、公立学校、保育所などもそうですが、このヒヤリハット記録簿などを使って施設点検を行っております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） 現在、広島市では先月16日、この事故に対し検証委員会を立ち上げ、事故の原因や再発防止策を議論していますが、この広島での事故や福岡県のカラス置き去り事故など同じ事故を繰り返さないためにも、このような事故が起こったときには、一般指導監査などで見落としがなかったか、いま一度、点検や指導を行っていただきたいと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、本当に人命を大事にするということは、もう行政、また政治の本当の役割の一丁目一番地であるというふうに考えております。そうした中で、特に小さい子供たちの安全・安心を普段から注意していくというのは、極めて重要な任務の一つであるというふうに認識をしています。そしてまた、この子供たちの安全・安心を向上させるためにやり過ぎるということはないかと思っています。

これからも、各事業所並びに保育所等々に、いろいろとこれからも協議を重ねながら、より安全の向上に努めるべく努力をしてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1番（小倉弘業君） それでは、広島市でも検証委員会などを立ち上げているんですけども、この事故を受けて、点検などを行っていただけるのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なかなか気がつかないところがございますけれども、この機会に早速その対応を試みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 町長よりいいお答えをいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

保護者の皆様が安心して子供たちを預けていただけるよう、よろしくお願ひします。

次に、地域防災計画について。

改定で重視した点は分かりましたが、地域防災計画の第3点、風水害等の避難所の開設の方法の中に、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進するとありますが、令和2年12月の一般質問でもお伺ひしましたが、まだ完成していないということでしょうか。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 横芝光町の避難所マニュアルでございますけれども、町の避難所マニュアルの作成につきましては、現在使用している横芝光町避難所運営マニュアルは平成26年3月に作成されたものです。その後、改訂は行っておりません。

千葉県で、平成28年に熊本地震における課題等を踏まえ、平成28年3月及び平成29年7月に災害時における避難場運営の手引きを見直してございます。また、令和2年6月には新型コロナウイルス感染症への対応編が作成されております。

当町においては、今まで千葉県の手引きを参考にして対応してまいりましたが、昨年度末に町の地域防災計画の見直しを行いました。今後はこの計画に沿って、また千葉県が今年3月、令和3年度に災害時における避難所運営の手引きを見直しておりますので、参考にしながら、町の避難所の基本となる避難所運営マニュアルの見直しを進めていきたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 避難所が、この防災計画の中にも大事であるから、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進すると書いてあります。

それで、県・国も避難所ごとのマニュアルというのは、いろんな災害を教訓として、必要だから載せてあるので、一日も早く作成していただきたいと思いますと思いますが、課長、どうでしょうか。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 避難所の運営マニュアルにつきましては、非常に大事だと思ひますので、今後早めにできるよう努力していきたいと思っております。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 前回の質問から1年半たってもまだできていないという状況という状

況です。早めにと言われてもちょっとあれなんですけれども、いつ頃をめどとしてつくっていただけるでしょうか。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 今の地域防災計画が令和３年度末に出来上がったところですので、それを基にこれから作成することになりますので、できれば今年、来年にはマニュアルのほうを作成していきたいと思っております。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君） 今年、来年って、災害はいつ来るか分からないものなので、早めの作成をお願いしたいと思います。

避難所ごとの運営マニュアルは、現在コロナ禍でもあり、感染防止を考慮した収容人数など、以前とは異なった対応での避難所開設もあり、混乱が予想されますので、災害時、町民の皆様が安心して避難できるよう、よろしく願いいたします。

次に、地域防災計画の各団体への周知、共有、連携についてですが、防災計画の中には避難行動要支援者や要配慮者の皆様のために民生委員の方々にご協力をいただくことが多く記載されていますが、各委員が避難行動を支援することに当たり、どのように要請や指導をしているのか、お伺いします。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 各団体との連携につきましては、平時より地域の要支援者の把握に努めてもらいたい。また、災害発生時には、消防機関、警察、社会福祉協議会、行政総務員、自主防災組織など、その他もございますけれども、避難支援等の実施に携わる重要な団体でありますので、その団体につきましては自身の安全を確保されていることが最優先だと思いますので、確保されているのを前提として、要支援者の避難情報等の伝達や安否確認、近隣住民との声かけの率先避難だとか避難所の設置の際には、要支援者の居場所の安否確認、在宅の要支援者の状況確認などといった、情報の提供をお願いしている、連携を図っていきいたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君） 避難支援をいただく民生委員の方々は、今、課長がお答えしたような内容を把握しているのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 先ほど地域防災計画の中でも、民生委員・児童委員の方が入

っておりますので、その辺の避難所の関係も災害対策の一つとして知っているとは思いますがけれども、実際には環境防災課のほうから民生委員さんに直接に話をしたことはございません。災害対策本部が立ち上がって、福祉部だとかいろいろ役割がございますので、そちらの中で対応していただくという考えでおります。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 民生委員・児童委員への周知ということですが、毎月の定例会がございますので、それと兼ねて研修会なども多数行っております。その中で組み込めていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 課長、分かっていると思うじゃ、ちょっと安心できません。平時より災害時ご協力いただける各団体に地域防災計画の内容を把握していただき、いざ災害時に即行動に移せることが町民の皆様の生命・財産を守ることにつながると思いますので、各団体への働きかけをお願いしたいと思います。

次に、避難行動要支援者の個別避難計画について。

先ほど避難行動要支援者名簿はできているということでしたが、災害時避難行動を支援していただける関係機関と名簿の共有はできているのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） ただいまのご質問ですが、名簿の共有ということですが、避難行動要支援者名簿の情報提供につきましては、現在防災訓練時等に各地区の行政総務員、それから民生委員と共有をしている状況でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 小倉弘業議員。

○1 番（小倉弘業君） 避難行動要支援者名簿と個別避難計画、この2点ができていて初めて災害支援など、迅速な対応が取れると思いますので、個別避難計画の策定に努めていただきたいと思います。

あと、名簿のほうも各団体との共有のほう、これからどんどん進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、危険箇所についてですが、担当課の皆様の活躍により対策が早く済んでいるようですので、残る5か所の対策もよろしくお願いします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で小倉弘業議員の一般質問を終わります。

再開は午後 1 時55分とします。

（午後 1 時 4 0 分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 5 5 分）

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔 2 番議員 森川貴恵君登壇〕

○ 2 番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号 2 番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

質問は、大綱 2 点。教育関係と町長の政治姿勢についてです。

最初に、教育関係、全国学力・学習状況調査について質問します。

小学校 6 年生と中学校 3 年生の全員を対象にした文部科学省の全国学力・学習状況調査が 4 月 19 日に一斉に行われました。国語と算数、数学に加えて、4 年ぶりに理科を実施、児童生徒や学校に学習状況を尋ねる質問調査も行い、新型コロナウイルスによる影響がないかどうかを調べ、7 月下旬に結果を公表するということです。

参加校は、国公立の全校と、希望する私立 466 校の小中学校、計 2 万 8,863 校で、小学生は約 105 万 1,000 人、中学生は約 103 万 4,000 人となっています。

そこで、まず当町における実施状況について質問します。

実施校と対象人数、実際の受検者数、未受検者への対応はどのようになされましたか、伺います。

この調査は、2007 年、平成 19 年度から、全国的に子供たちの学力状況を把握し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるというような目的で、教科に関する調査、そして、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査で行われてきました。当町での現在までの結果をどのように捉え、現状をどのように把握していますか。また、その結果をどのように活用し、児童生徒の学力向上に役立ててきましたか。学校によって特徴や差が現れているのではないのでしょうか。その結果を受けて、町教育委員会として学校にどのよ

うな支援を行ってきましたか。また、これから行おうとしていますか。お聞きします。

次に、郷土愛を育む教育の充実についてお尋ねします。

私たちの郷土である横芝光町を愛し、郷土に誇りを持つことが、子供たちの自信、将来の生きる力につながると考えます。さらに、大人になったとき、郷土を自らの手で担う意思を持った子供たちを育てることになり、将来のまちづくりにもつながると思います。将来を担う子供たちにとって魅力あるまちづくりを行うことは、定住促進や人口減少を食い止めることにもなると考えられます。

そこで、次の2点について伺います。

1番として、郷土愛を育む教育について、どのように認識しておられますか。町長、教育長の見解をお聞きします。

2番目に、小中学校での取組はどのようなものですか。学校での現在の実施状況と今後の取組についての計画がなされていれば教えてください。

教育関係、3つ目は、食育についてです。

子供たちが生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるためには、学校、家庭、地域等が連携した食育が重要だと考えますが、当町ではどのように食育が行われているのか、現状をお聞かせください。

また、学校での食育に加え、食事について親子で共に考える機会として、学校と家庭が一体となって取り組む弁当の日の実施が、子供たちの食への関心を高めるとともに、感謝の心を育んでいくことに有効だと思います。全国で約2,300校が実践し、成果を上げているそうですが、当町での実施を検討されたことはありますか。

次に、町長の政治姿勢について質問します。

以前に出された町長の後援会だよりで、町長は5つの基本方針を示されました。1番として、高齢者も安心して暮らせるまちづくり、2番として、産業・観光振興のまちづくり、3つ目として、子育て支援のまちづくり、4つ目、雇用創出・若者定住のまちづくり、5番目、住民参加のまちづくりということです。今日はこの中の1番と2番についてお尋ねします。

まず1番目、高齢者も安心して暮らせるまちづくりを目指すために、町長は現在までどのような取組を行われましたか。具体的にお示してください。

その取組のそれぞれの進捗状況はいかがですか。目標までの達成度をパーセンテージで示すとどのくらいに達成しているとお考えですか。100%に達していない項目については、残りの任期でどこまで約束していただけるのか、お聞かせ願います。

2 番目は、産業・観光振興のまちづくりについてです。

町長 4 期目無投票当選の当初から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、様々なイベントが中止や縮小され、打撃を受けています。なかなか思うように産業や観光振興への取組を行うことは難しかったと思いますが、オンラインを工夫し、地域の魅力発信に努めた自治体もあります。そのような中、町長は現在まで町の産業・観光振興のためにどのような取組を行われましたか。具体的に、複数あれば項目ごとに進捗状況も教えてください。

少しずつイベント開催の規制も緩和され始め、今後は今までよりも取り組みやすくなると考えられます。町長には、ラストスパートをかけて頑張ってくださいと思いますが、町の産業・観光振興のために、今現在どのようなことをお約束していただけますか。力強く信頼できる町長のお答え、さらに明確かつ丁寧な執行部の答弁をお願いいたし、壇上からの最初の質問といたします。

〔2 番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱 2 点目、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

高齢者も安心して暮らせるまちづくりとは、私が掲げたまちづくりに係る 5 つの基本方針の一つでございます。

初めに、現在までの具体的な取組と進捗状況であります。高齢者の見守りを目的とした取組としては、緊急通報装置の貸与や高齢者見守りネットワーク事業の協定の推進など、介護予防や健康維持を目的とした取組としては、介護度重度化防止推進員等と町保健師が連携して実施しているきらり若返り運動や元気はつらつ運動教室など、移動や外出の支援を目的とした取組としては、外出支援サービスや運転免許返納者への循環バスとデマンドタクシー運賃の割引など、買物支援を目的とした取組としては、株式会社カスミとの地域の見守りと買い物支援活動推進に関する協定を締結による移動スーパー、そのほかにも J R 横芝駅へのエレベーターの設置や防犯啓発などの各種事業に取り組んでおります。また、必要な保健医

療や介護サービスが適切に受けられるよう、保険制度の安定運営にも努めているところでございます。

まちづくりには、行政だけでなく、民間の事業者や町民の皆様のご協力が必要不可欠であり、また社会情勢の変化に対応しながら常に進めていかなければならないことから、進捗率や達成率等の数値で計れるものではないと考えておりますが、これからも一步一步着実に進めていく決意でございます。

次に、残りの任期で確約することでございますが、町の高齢化率は、本年4月1日現在、37.37%となっており、今後も高齢化が進むことが予測されていることから、本年度から第2次横芝光町総合計画後期基本計画がスタートしております。引き続き、高齢者も安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

次に、産業・観光振興のまちづくりについて、現状を含め述べさせていただきます。

初めに、現在までの具体的な取組と進捗状況はについてでございますが、町の基幹産業である農業施策におきましては、農業従事者の後継者不足や遊休農地の増加など、集落・地域が抱える問題に対応するため、従来の農業者、農業委員会との話し合いに加え、地域における10年後の農地利用についてアンケート調査を行い、調査により把握した農業後継者の状況を地図化し、今後中心となる経営体へ農地を集約していく等の将来方針を定めた、実質化された人・農地プランを推進してまいります。

また、土地改良事業といたしましては、平成20年度より基盤整備事業として採択されました篠本新井地区は、受益面積229.8ヘクタールで、区画の大規模化と汎用耕地を造成することにより、営農の効率化と土地の有効利用の促進、農業機械の大型化を通じて大規模経営を目的として進めてまいりましたが、令和5年度でソフト事業を含む全てが完了する予定でございます。

商工業施策におきましては、地元商業の活性化を目指し、商工会などの連携による人材育成や経営力の強化、商工会青年部が開発した復刻版大木式ソーセージの販売PR活動、商業者の共同事業活動である駅前マルシェなどの支援を行ってきたところでございます。

また、産業活性化に向け、商工会と連携した新たな事業展開の促進における起業や事業継承のための創業塾の開催、ハローワーク千葉の相談員派遣協力による出張相談などの就労支援を充実してまいりました。

そして、間近に迫る圏央道の開通や銚子連絡道路の延伸、成田空港の更なる機能強化など、当町を取り巻く環境は大きく変化する中で、とりわけ横芝光インターチェンジ周辺に賑わい

を創出するための計画づくりを進め、企業誘致に力を入れております。

観光の振興におきましては、当町には、夏期観光の主役となる九十九里浜、中央を流れる栗山川、緑豊かな丘陵地帯と新春を彩る坂田城跡の梅林など、魅力的な地域資源がございます。それらを基軸とした観光周遊のアイデアを掘り起こしたニューツーリズム連携事業の開発といたしまして、当町と山武市、芝山町の1市2町で構成するモンベルフレンドエリア九十九里連絡協議会で、成田国際空港株式会社の協力をいただきながら、空港南側エリアの観光誘客や交流人口の拡大による地域経済の活性化を目指したサイクルツーリズム事業を進めております。

次に、残りの任期で確約することはについてでございますが、産業の振興のうち、農業施策につきましては、農地の効率的かつ総合的な利用を図る人・農地プランに基づき、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業などを推進し、地域と共に問題解決を図り、地域農業の中心となる経営体や新規就農者への支援に努めてまいります。

また、農業振興会をはじめ、JAや農業経営者、商工会等の関係者と連携を図り、新たな農産物加工品など開発支援にも取り組んでまいります。

商工業施策につきましては、今後も商工会と連携を図り、意欲ある若手人材を育成しながら、地域の特性を踏まえた商工業の活性化や創業塾を活用し、新たな分野に進出するための第二創業支援、ハローワーク千葉の協力による就労相談支援の強化に努めてまいります。また、新たな雇用創出につながる企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、横芝駅前情報交流館ヨリドコロの更なる有効活用を図るとともに、現在進めているサイクルツーリズム事業と観光まちづくり協会が栗山川を活用して活動を行っているカヤック体験並びに農業収穫体験などを複合した新しい観光スタイルの開発を推進してまいります。そして交流人口の増加が期待される観光企業の誘致を進めてまいります。

また、観光まちづくり協会と連携を図り、今年4月に協会が委嘱した観光まちづくり大使の吉本興業お笑い芸人「もぐもぐピーナッツ」による観光誘客事業の開発や、BSよしもとやSNSなどICTを活用し、町の観光情報や魅力などを全国に発信してまいります。

いずれにいたしましても、昨今の急激な社会情勢の変化の中、当町を取り巻く環境、状況を見極めながら、今後も町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様のご協力を賜り、事業の実施に努めさせていただきます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、教育長。

〔教育長 押尾良晴君登壇〕

○教育長（押尾良晴君） 森川貴恵議員のご質問の教育関係についてのうち、全国学力・学習状況調査についてお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、当町における実施状況はですが、今年度は4月19日、町内の小学校6年生及び中学校3年生全員に、国語、算数・数学、理科、児童生徒質問紙調査を実施いたしました。文部科学省から7月下旬に結果が届き、千葉県総合教育センターによる今年度版の分析ツールが8月中旬に配付されるのを受けて、詳細な分析を進める予定です。

次に、現在までの結果を踏まえ、当町の現状をどのように捉えているかですが、千葉県教育委員会の分析結果と同様の傾向が見られ、国語、算数・数学ともに、選択式より記述式に課題が多く、基礎的・基本的な知識や技能の定着よりも発展や応用の力の定着を図っていかねばならないと、このように考えております。各学校には、学校ごとの成績や個人の達成率等の資料を渡しておりますので、それぞれの項目において分析を進め、指導・支援の資料としています。

次に、結果をどのように活用し、学力向上に役立ててきたのかですが、千葉県総合教育センターが開発した分析ツールを活用して、経年変化や誤答の特徴を分析し、授業や指導の改善に役立てるようにしております。また、クロス集計シートを用いて分析することで、生活習慣・学習環境と学力の相関関係を確認することができます。当町も多分に漏れず、家庭での学習時間とスマートフォン等によるアプリ、SNS、携帯ゲーム機器に接する時間は反比例することが如実に読み取れます。このことから、学習指導だけではなく、児童生徒自身による生活の見直しや保護者の協力を図り、学習習慣の確立にも支援をするようにしております。

町教育委員会では、児童生徒質問紙調査から、学習意欲の向上が学習成績に大きく関わると捉え、児童生徒の学習に対する関心を喚起する授業改善に取り組んでおります。授業では、知識や技能の習得だけではなく、各教科を学ぶことの大切さや、将来いかに役立つかを子供たちの心に働きかけ、考えさせる場面を意図的に取り入れるようにして、平成31年度と令和3年度の比較から、算数・数学への関心が高まる結果となっております。関心の高まりがすぐに学習成績に現れるものではありませんが、児童生徒が学習に根気よく取り組む動機にな

ることを期待しております。

また、千葉県教育委員会の推進する「思考し、表現する力」を高める実践プログラムを活用し、更なる授業改善を推奨しております。

次に、教育委員会として学校にどのような支援を行っていくのかですが、学力向上においては、町教育委員会が主導し、年2回、学力向上推進委員会を開き、各校の取組を共有し、小中連携が図られるように努めています。

また、家庭学習の手引を作成し、児童生徒及び各家庭に向けて発達段階に応じたアドバイスをしています。学校では、この手引を学活や進路学習等で活用し、より効果的な家庭学習を進められるよう支援をしています。

加えて、夏休み勉強会を実施し、学習支援をしています。昨年度は延べ582名の参加があり、一定の成果を上げられたことと捉えております。さらに、検定費を町が全額負担し、町内全ての中学生が英語検定を受検しており、中学3年生の英検3級取得率は41.6%となっております。

現在、小学校教科担任制の教科専門性をより向上させるために、中学校教員による小学校への出前授業を予定しております。中学校区で行うことで、小中学校の連携を強化することにつながり、中1ギャップの軽減を図り、かつ全国学力・学習状況調査や、千葉県標準学力テストの分析による児童らの学習の特性や能力を情報共有することができ、学力向上につながることを期待しております。

さらに、1人1台端末をより効果的に活用するために、ICT推進委員会を設置し、千葉県総合教育センターのカリキュラム開発部と協力し、町内全ての小中学校で研究を推進しております。

以上で私の壇上から答弁とさせていただきます。

〔教育長 押尾良晴君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、教育関係についてのうち、郷土愛を育む教育の充実についてと食育についてにお答えいたします。

初めに、郷土愛を育む教育の充実についての、どのように認識しているかですが、教育基本法第2条では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととされております。

また、新学習指導要領では、社会科で、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚等を養うこと、特別の教科道德で、郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度の育成等を踏まえ、地域学習の大切さを認識しており、教科の指導だけでなく、学校生活のあらゆる場面で様々な経験を積む機会を設け、多くの感動を持たせることが郷土への愛着につながると考えております。

学校での実施状況と今後の取り組みはですが、小学校では、2年生生活科の町探検をはじめ、昔遊び、田植体験、社会科見学等、学校ごとに地域とのつながりをつくり、地域の人材や産業、自然の特色を生かした取組を行っており、国指定重要無形民俗文化財の鬼来迎への参加、屋形海岸清掃、生き物調査が例として挙げられます。また、昨年度で特筆すべき活動に、光小学校において校歌の作詞作曲者である当町出身の依知川伸一氏が来校し、全児童に行った歌唱指導があります。

中学校では、キャリア教育の一環として、職場体験学習や職業学習会を行い、地域人材と交流する機会を設け、地域の産業に目を向ける機会を設定しております。

また、3年生公民的分野では、身近な暮らしから政治参加、経済の仕組み等について考え、将来につながる教養を身につけるようにしています。今後も将来を担う児童生徒の郷土愛の醸成に努めてまいります。

次に、食育についての現状についてですが、現在町では、令和4年度から令和8年度を期間とした第4次横芝光町地産地消食育推進計画を策定し、食育の推進に取り組んでおります。

学校では、保護者や地域の方々の協力の下、野菜の栽培・収穫体験や、給食センター栄養士による給食時間を利用した栄養指導などを実施してきました。今年度も、野菜の栽培・収穫体験については、例年と同様に実施が予定されております。

栄養士による給食時間を利用した栄養指導については、新型コロナウイルス感染症の状況により、学校訪問による給食指導を見合せておりますが、給食時の一口メモの校内放送による地元産食材や食生活慣習の紹介を行っており、食育の推進に努めております。

弁当の日の実施についてですが、町ではできる限り保護者の負担軽減ができるよう給食を提供しているところであり、現状としましては弁当の日の実施については考えておりませんが、保護者アンケート等を実施しておりますので、ご意見を参考としながら、よりよい給食を提供できるよう、調査研究してまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、通告順に再質問いたします。

まず、1番目の、全国学力・学習状況調査についてですが、欠席者の割合はどのくらいだったのでしょうか。その後、その欠席者が受検するとかいうようなことはあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 令和4年度を受検者と在籍は分かっているのですが、欠席した子が何人いたか、ちょっと今把握しておりませんので、後ほどお知らせしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 数もはっきり把握してないと、先ほどの答弁をお聞きしましたら、当町の現状を捉えるということがちょっと何かはつきり捉えられていないのではないかなというように感じも受けました。後ほどでいいですので、欠席者の割合、お願いいたします。

それから、万が一、学校、勉強が嫌だから休んでしまったというような子がいないとも限りません。そのような児童生徒に対しての扱いは慎重に、学校嫌いにならないようになさったほうがよいかなと思います。

次の質問をいたします。

調査の結果ですが、全体的でいいですので、全体的に見て、当町の学力面における課題、教科のこういうところが駄目とかいうそういう課題、逆にこういうところは素晴らしいとか、そういうよい点、それから生活習慣等もこの中で項目に挙がってますので、その辺のよい点、それから課題、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 子供たちの、まず国語、算数を大切だと思っていますかという問いに対して、小学生は90%超えていますし、中学生はそれ以上でございます。また、将来役に立ちますかという問いに対して、小学生も90%、同じく中学生も90%の割合です。

学習習慣として、学校の授業以外に1日どのくらいの勉強をしますかという問いに対して、小学生は1時間以上が30%、中学生は44%おります。そういう意味で、子供たちが国語・算数、国語・数学を大切にしている、また役立っているということに対しての学習習慣も出てきているのではないかと、このように思っております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり大事と思っているということは分かりました。答えられなかつ

たら結構ですが、もし答えられましたら、学力面の課題とよい点。例えば、算数はよくできるんだけど国語の読む力は駄目とか、漢字はよくできるんだけど算数の応用が駄目とか、そういうことに関してはいかがですか。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 当町の子供たちは、全国の子供たちと同じように、選択式の問いに対してはよい問いを答えています、記述式、応用問題とかグラフとかという点の問いでは、ちょっと弱い面があります。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり記述式は苦手という子が多いということで、それは私は国語力がやはり大事なのではないかと思います。記述式が駄目というか、駄目じゃないですが苦手な子が多いということは、やっぱり国語力を高めなくてはいけないと思います。そういう意味でも、読書量が増えるのは大変よいことで、まず図書館が好きになって通うようになるといいと思うんですが、当町にはとてもすばらしい図書館があります。何か小中学生との図書館利用促進のような協力体制のようなものはありますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 各小学校のほうは、図書館に行って本を読むという行事を取っております。

それから、学校では主に音読指導、国語力はやはり学力につながりますので、音読指導を徹底的にやっている状況でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり日本語の力はどの教科を学ぶに当たっても一番基礎となるところで、大事だと思いますので、ぜひすばらしい、本当に図書館がありますので、その辺で協力して子供たちの日本語力を高める指導ができればいいんじゃないかと思います。利用促進を進めていただきたいと思います。

次に、先ほど家庭環境にも働きかけているというようなお話も教育長の中から出ましたが、家庭に、結構サポートが必要な家庭があると思います。どのようなサポートをなさいましたが、またどのようなものが考えられますか、教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 基本的に、家庭学習の手引き、これを全家庭に配付しております。

その中に、どのようなことを学んで、どんなことしたらいいかということを、これを渡して、

保護者の方に学級担任からいろいろと指導しておるところでございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それはやはり小学生の低学年ほど必要だと思います。小学生のうちから、やはりそういう家庭学習の習慣をつけないと、なかなか中学生になっていきなりというのは難しいと思いますので、ぜひそのような冊子、活用いただいて、進めていただきたいと思います。

それから、学校に対して町教育委員会としてのサポートを、学力向上推進委員会というのを開いているということでしたが、その効果の検証はどのようになされているのですか。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 年2回、学力向上推進委員会を開催して、その中で各校の問題点を出し合って、それに対しての解決に向けての会議を2回開いて、次の会議のときにそれが有効になるような形で取ってございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 有効になるような形とはどのような形でしょうか。例えば、学校でお互いに授業を見せ合うとか、そういうようなことはなされているのですか。向上委員会を開いたら、開きましたという事実だけではなくて、その後こういうふうに改善されました、このようないい結果が得られましたという検証は必ず必要になると思うのですが、もう少し詳しく教えてください。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 各学校では、これを持ち寄ってそれぞれの学校の課題点と同時に町全体の問題点を把握して、授業を見せ合うという事業を行っております。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 授業を見せ合うというのは、本当に若い先生方にとってはすごく有効で、私も若かったことがありましたが、そのときには大変有効だった記憶がございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

当町の教育委員会でも、ぜひこのせっきく学習状況調査、これ全国で行っておりますので、やりまただけではなく、もう少し結果をきめ細かく分析して、指導改善に生かすことができるように学校をサポートしていただいて、ひいては教育施策への反映にもつなげていただくよう要望いたします。

次に、郷土愛を育む教育の充実について、さらに質問いたします。

郷土愛は、様々な場面で育まれると思います。学校教育において育てるには、やはり先ほど課長おっしゃいましたように、地域とのつながりの中で育てるのが重要だと思います。地域人材の発掘とか、それから活用により、地域全体で子供たちを支える環境づくり、そういうのが大事だと思いますが、どのような世代間交流や、それから地域の事業でどのような機会がありますか、もう一度お聞きします。例えば、親子ふれあい講座でこんなことがありますよとか、自然体験講座でこんなことがありますよとか、そういう講座みたいなのがあったらお願いします。それから、参加の様子もお願いします。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 先ほども申したように、昔遊びですとか田植体験、地元の方々との交流の機会は設けております。また、職場体験等も各学校ごとに実施しております。具体的に何人とかというものではございませんが、各学校それぞれに地域とのつながり、地域に根差した学校ということで、いろいろな世代間交流等は実施しているという状況でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） はい、ありがとうございます。

子供たちが、町文化祭やイベント、町のイベント、ちょっと最近は開かれないので残念なのですが、そのようなイベントへ参加することは郷土愛を育むと感じます。このようなイベントに中学校卒業までに全員が参加するような、何かそういう仕組みが考えられないでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） ここの二、三年、文化祭のほうは大きくはやってないんですけども、通常の文化祭でありましたら、例年、小中学校、高校、また幼稚園、保育園も含めて、それぞれの絵画であるとか工作とかは全小中学校が出品している状況でございます。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 郷土愛を育む教育について、ちょっと管轄外なのかもしれませんがけれども、一言言わせていただきたいところがありまして。

先日、旧南条小学校でプロポーザルで入りました株式会社運動会屋さんという、イベントを企画している会社が南条小学校跡地を今活用して、キャンプ、屋外でやるキャンプ、テントを張って、そういう事業を行ってまして、せんだってプレオープンといいましょうか、

私どもは案内をされて行ってまいりました。

その場所には南条小学校に通っていた子供たちがたくさん集まっていたいて、閉まってしまった学校の中でまたこういうことができるということに対して非常に笑顔で皆さんが遊んでいてくれました。

本当に、そういった中で、これからの郷土愛を育む部分については、学校教育も当然必要などころではあるんでしょうけれども、我々大人も含めて、この地域の中で祭りですとか地域の活動の中で、例えばスポーツ少年団の取組ですとか、そういうものもやはり将来的には大きな地域に戻ってきたいというような子供たちが増えていくんじゃないでしょうかというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） まさに子供たちが戻ってきたいというような町をつくる、それが今、横芝光町に住んでいる大人の役目ではないかと思ったんですが、以前、第2次横芝光町総合計画後期基本計画案で小中学生アンケートが示されました。そのときに、横芝光町に帰ってきたい、それから子供の定住志向についてちょっとお尋ねした機会があったのですが、もう一度、企画空港課長にお聞きして、そのことを確認させていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、お答えいたします。

そのときの小中学生アンケートの結果ですが、定住意向のあるお子さん、これはこの町にずっと住み続けたい、あるいは当分は住みたいというお子さんですけれども、全体の42.9%でした。

一方、定住意向のないお子さん、これはできれば町外に移り住みたい、またはすぐにでも町外に移り住みたいというお子さんですけれども、それは30.6%でした。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） はい、ありがとうございます。

この数字を聞いたときに、私はこの定住率の低さ、それから横芝光に住みたくないと言っている子供がいるということにちょっとショックを受けたのですが、たしか企画空港課長も同じようなご意見だったと思います。

町長はこの数字をお聞きになって、子供たちが横芝光町で生活し育っていく過程の中で、横芝光町を自分の故郷として、よさを見いだしてくれている現象がこの結果であると考えます。現実問題、大きくなるとそういう状況になってくるのは、ある意味、教育の賜物ではないかということをおっしゃって、どうもそこから私は何か解せないんですが、いい教育を施すと横芝光を出たくなると、それが何か教育の賜物というようなことに受けたんですが、今、町長は、横芝光郷土愛を育んで定住意識を育てたいというお答えで、ちょっとこれは相反しているのではないかと思いますのですが、町長の本当のお気持ちというかお考えは、教育を施して定住意識を促進するのか。教育をすると子供たちの目が世界へ向いて出ていってしまうのか、どちらなのでしょう、確認させてください。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど、ここで答弁させてもらったのは、大人になってまた戻って帰れるような町、魅力ある町に横芝光町がなればいいな、そうしたいなという思いで今、まちづくりをしているわけですが、やはり今子供たちがいろんな広い世界を見て回ってくるといことも大きな教育の一つだと思います。この横芝光町にとどまることなく、高校であれば1つありますけれども、大学はこの町にはございません。そうした中で、東京に行ったり、北海道の大学へ行ったり、いろんな全国の中で、最近外国に留学する子供たちも何人か聞き及んでいる中で、やはり人として広い視野を持つ、その子供たちをつくることによって、改めてこの横芝光町のよさを実感するようなことができればいいのかなと思う中で、この間の定住のパーセントの今お話がありました部分につきましては、やはり子供たちが積極的に広い世界を見に行きたい、そういう思いの表れではないのかなというふうに認識をしています。

当然のことながら、最終的に就労の場がしっかりと整っているという条件もあるんでありますけれども、その部分についてはしっかりと頑張っていきたいと思います。

どなたも皆さん知っていることわざで、かわいい子には旅をさせろという言葉もございます。そういう中でしっかりと広い世界を見て、郷土を慕う子供になっていただきたいという認識でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） やはり子供たちが育っていく中で、横芝光ってすてきなところだな、自然もあるし、空港も近いし、いい町だなと思えるような、魅力あるまちづくりをやるのは

大人の責任だと思いますので。しかも、そういう今、横芝光の人口を何か2万8,000人までとかいうようなこともあります。子供たちが住みたいと思うような横芝光ではないと、外から住んでくれる方はいるのかなという感じがします。魅力あるまちづくりを町長にぜひ先頭だっと思ってほしいところだと思います。

実際ここに北海道の浦河町というところで、人口が1万人ちょっとなんですが、地域全体で未来を担う人材を育てる体制をつくるということで、やはり郷土愛を育む教育に頑張ってる場所です。この浦河に将来住みたいという子供たちが今は38%いるということなんですが、それを60%までに増やす。将来、Uターンしてここに住みたいと思う子供が今38%なんですが、それを50%まで目指すように取り組みたいという、町を挙げてそういう郷土愛を育む体制を整えるという取組をやっている町があります。

教育長は、教育の面からもサポートできないでしょうか、ちょっとお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 教育長。

○教育長（押尾良晴君） 私の考えでございますけれども、ふるさとに戻って、この町の発展のために貢献しようという子供をつくるには、やはり小中学校時代に感動あふれる学校生活を送らせてあげると。そして、その場所が大好きで、もう一度戻ってきて町の発展のために頑張ろうという子供をつくりたいと、かねがね思っております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） うれしいです。教育長からそういう言葉をいただけて、ありがとうございます。

次に、弁当の日のことなんですが、弁当の日は何も保護者が弁当を作るということではないので、私千葉市におりましたときにこれ弁当の日というのをやりました。弁当の日だから、給食の代わりに保護者が弁当を作るということではなくて、子供たちが弁当を作るということです。子供たちが自分で献立を考えて、食材を調達して、それから朝早く起きて調理し、帰ったら弁当箱を洗うと。そしてそこにはたくさんの学習があるので、最初やはり教職員とか保護者は、そんな大変だって、包丁を持たせたら危ないとか、そういうふうに思われていましたが、やってみると、今、全国で2,300校取り組んでいるそうです。

そうすると、アンケートを取って、ここに感想文があるんですが、食材への感謝、それから、こんなことを、こんなお弁当を作ってくれていた親は大変だったんだという、親への感

謝、そういうのが育まれたということでした。親御さんのほうも、何か弁当を作ることで親子の会話が増えましたという意見が圧倒的だったと聞きます。

このような意見をぜひ保護者のほうにも伝えて、学年に応じて、小学校1年生が包丁を持つというのは無理なんです、小学校1年生は親と一緒に、高学年だったら自分でやってみるとか、そんな感じで段階的に進めていけたらいいんじゃないかと思います。

最後、町長の政治姿勢について、もう1つお聞きします。

大まかな枠組みで進んでいるような考えを受けました。時間の流れにゆったり乗っているという、もっと町長先頭立ってぐいぐい引っ張れば、何だってできるんじゃないかという気がいたします。

それで、ちょっと3点だけお聞きします。

今、高齢者の生きがいくりのためのシルバー人材センター、何年か前よりも高齢者が増えているのに参加人数は減っていく、衰退しているようなイメージを受けますが、今後の人数も増えて補助金も増えて楽しく高齢者が働けるというような見通しはいかがですか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど一般会計予算の補正予算の中で、160万円の補助金の項目を出させていただきました。これは、横芝光町のシルバー人材センターがまず会員数を伸ばしたというのと、あとは女性の比率を伸ばしたということで、国から補助金がプラスされる。その条件の一つとして、その自治体からももらえるということでございますので、私どももそれをもらうためにも町からもそれを交付してあげようという状況になったわけでございまして、その状況から見ても、今後、シルバー人材センターが順調に運営されているものというふうに認識しております。

さらには、今まで度々行政のほうに苦情等があった部分が今一切なくなってる状況というのをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。

次に、高齢者の足の確保ということで、東京行きのバスが出ると、うれしいお話だと思います。それを含めて、その他の公共交通機関での高齢者への配慮、特に東京バスのほうの料金の配慮、シルバー料金とかあったらいいなとちょっと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回、横芝光インターを經由して、銚子から東京駅八重洲までの便が出るわけでありすけれども、運行業者が京成と千葉交通の共同運行ということで、今の段階ではその部分については考えておりませんが、将来やりようがある部分であれば、ひとつ検討をしてみてもいいのかなというふうに今思いましたので、お答えをさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） あと、高齢者の安心して暮らせるまちづくりで一つご用要望がございます。

最近、シルバーカーに乗る方が非常に多くて、シルバーカーは車椅子と同じ扱いということをご存じない方も非常に多くて、見ているととても危険です。ぜひ、シルバーカーの講習会、それから、安全に通行できるスペースの確保、新しい道路等、整備されるときにはそのようなスペースが確保されるといいなと思います。お願いします。

それから、産業・観光振興のまちづくりで、例えば佐倉市なんかは魅力発信推進部というようなのをつくって、魅力をいろいろ外に発信する、専門に発信する部署があると聞きます。そのような取組もあつたらいいのかなと思いました。ぜひ町長には、もう今期4期、最後の仕上げを行う時期に入っていると思います。途中なり、手をつけられて、まだ完璧に終わっていないとか、そういうところあると思います。ぜひ最後、仕上げを行って、有終の美を飾っていただきたいなと思います。

○議長（川島 仁君） 森川貴恵議員。時間になりました。

○2番（森川貴恵君） はい、終わります。

○議長（川島 仁君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は3時5分とします。

（午後 2時55分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

宮藺博香議員。

〔5 番議員 宮藺博香君登壇〕

○5 番（宮藺博香君） 改めまして、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、宮藺博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染が発生してから2年以上が経過しました。そして、最近になってマスクはどのようなときに外すことは可能などのケースが示されるようになってきました。やっと、若干ではありますが、終息が見えてきたような気がいたします。

当町としましては、この間の千葉県や当町の状況を検証し、今後に生かしていかなければなりません。そして、町民の健康観察はもとより、経済対策をはじめ、各種事業や行事をきめ細かく行い、今までの平常を一刻も早く取り戻さなければなりません。

さて、当町におかれましては、基幹産業である農業の主要作物である水稻の田植も終わり、緑豊かな田園風景がすばらしく、季節においても過ごしやすい時期となりましたが、安定した気候に恵まれ、稲刈り時期には良質米が収穫できることと米価が上がることを祈るものがあります。

また、町当局におかれましては、4月1日に新規採用職員を迎えるほか、定期の人事異動が行われるなど、新体制になって2か月余りが経過しましたが、既に様々な協議がなされていることと思います。

当町は、全国的規模で捉えると小さな自治体ではありますが、小粒でもきらりと光り、町民から我がふるさとと言われるような信頼を勝ち取っていただき、どこにも負けないような地方自治を展開していただくことを大いに切望するものであります。そのためには、佐藤町長、山田副町長におかれましては、きめ細かく、かつ積極的な行政運営を展開していただくとともに、その背中を職員に多く見せられるように頑張ってくださいことを大いに期待するものであります。

それでは、大綱4点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、ふれあい坂田池公園野球場について2点お伺いします。

1点目として、照明灯の支柱及び照明灯についてであります。ふれあい坂田池公園野球場は設置されて四半世紀以上が経過しておりますが、リニューアルしたすばらしい野球場が完成したことは非常に喜ばしいことであります。

しかしながら、誰の目にも照明灯の支柱が古びて、みすばらしく見えたことと思います。また、照明灯も劣化しているようであり、LEDの照明灯に変えたほうが、明るさや電気代等を踏まえるとよりよい状況になるものと思われます。といいましても、かなりの経費がかかることが想定されますので、一般財源の持ち出しをより少なくするため、成田国際空港株式会社の周辺対策交付金等を活用し、整備することが考えられます。

そこで、野球場の担当課である社会文化課、周辺対策交付金の窓口である企画空港課及び財政を所管する財政課で十分協議をしていただき、なるべく早く照明灯の支柱及び照明灯について整備していただければと思います。そして、近隣及び県内に野球を通じたスポーツの町としてPRしてはいかがなものかと思います。さらには、駐車場や交通網等の利便性を生かし、夏の高校野球等を誘致し、町のさらなるイメージアップを図ってはいかがなものか、お伺いするものであります。

2点目として、暗渠排水整備についてであります。このたびの改修により水はけは非常によくなり安心しているところでありますが、試合等を行う上で水はけがよいというのは絶対条件だと思います。今後、使用しているうちに水はけが悪くなるような状況に陥らないように適正な管理を行っていただき、万が一、水はけが悪くなった場合には、暗渠排水整備について検討していただけるのか、お伺いするものであります。

大綱2点目としまして、行財政運営について2点お伺いします。

1点目として、令和3年度の一般会計決算見込みについてであります。出納閉鎖期間が終了したばかりで、町長の政務報告で説明がありましたことは評価しますが、改めて歳入決算見込額、歳出決算見込額及び差引き残額をお伺いします。

2点目として、決算見込みによる次年度繰越金の具体的な対応についてであります。次年度繰越金があるわけですが、具体的な対応について決定していることがあれば、どのように活用、または充当していくのか、お伺いします。

大綱3点目としまして、特別職の報酬等の額の改定について2点お伺いします。

1点目として、町三役の報酬改定についてであります。4月28日に開催された議会議員全員協議会で、町当局から改定理由について説明がありましたが、特別職報酬等審議会から答申された改定期期については、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少し、苦境を強いられている町民もいる状況を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症の収束及び景気の動向等を踏まえ、慎重に検討されたいということでした。

また、昨年11月に開催された臨時会において、人事院勧告並びに千葉県人事委員会によ

る職員の給与等に関する報告及び勧告において、民間のボーナス支給割合との均衡を図るために、職員の生活給である一般職の期末手当を減額したところでもあります。

このような中、令和4年度中に改正条例案を提出する予定ということですが、現況下においては絶対に改正してはならないものと思いますので、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、議会議員の報酬改定についてであります。議会改革特別委員会が設置され、協議がなされた数字が示されましたが、この委員会では現在の歳費を超えないということが大前提で、報酬額と政務活動費と議員定数の3点セットで示されました。しかしながら、議会議員全員協議会の中で、定数等の関係で理解をいただくことができませんでした。それにもかかわらず、報酬額だけ改正することは住民の理解をいただくことは到底できるわけではなく、なぜ報酬額の改定だけ先走りするのか、私にはどのように考えても理解できるものではありませんので、町長のお考えをお伺いいたします。

大綱4点目について、公共施設の今後の見直しについて2点お伺いします。

1点目として、上堺保育所についてであります。令和5年4月に横芝保育所に統合するのか、統合と一口で言うことは簡単であります。まず保育環境を充実させるということが大前提になってくるものと思います。そしてその次に考えられるのが、統合による行財政改革が必要と思われますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、食肉センターについてであります。5月31日の議会議員全員協議会で、食肉センター再編・整備への取組について説明があり、今までと違って前向きに協議されているということも理解できました。しかしながら、どのくらいをめどに統合されるセンターができるかなど、過日の説明では分かりませんでした。

そこで、112年操業されている食肉センターは老朽化が進み、電気料金なども値上げされ、現在の形態で運営していくことは何年ぐらい可能なのか、また閉鎖した場合、更地に戻す場合の財源はどのように考えているのか、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱４点目の公共施設の今後の見通しについてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、上堺保育所についてお答えをさせていただきます。

人に関わる力の基礎を養う大切な時期の児童にとりましては、多くの友だちと接し、多様な考えを育み、少人数保育では実施できない活動や体験などを通して、個々の資質や能力を伸ばすことが大変重要であると考え、令和４年３月末に大総保育所を閉所し、横芝保育所へ統合いたしました。

上堺保育所におきましては、令和４年４月時点での入所児童数は１７人で、新規入所児童はございませんでした。定員の９０人を大きく割り込んでおります。

また、保育所施設は昭和５５年３月に建築されてから４２年が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。

公立保育所は、保育施設が不足したため、その対策として設置された経緯がありますが、現在は公立保育所のみならず、私立保育園でも定員を割っているところもございます。

これらの状況から、上堺保育所につきましても児童の成長を最優先として、保護者の皆様方のご意見を踏まえながら保育サービスの維持に努め、統合を進めてまいりたいと考えております。

次に、食肉センターについてお答えをいたします。

現在、千葉県が主導する千葉県食肉流通協議会及び同作業部会において、新たな食肉センターの再編・整備について協議が進められており、令和３年度までの作業部会の協議におきまして、新食肉センターの建設候補地及び新食肉センターの建設に向けた新法人の設立について合意がなされました。

当町には、東陽食事センター開設以来、畜産農家をはじめ、食肉の流通・加工・販売など、多くの関連事業所が立地しており、地域の産業や畜産振興の維持・向上を図るため、当町といたしましても、今回、新食肉センターの実現に向けた新法人の設立に参加するとともに、食肉センターの再編・整備の枠組みの中で、その第１弾として、印旛食肉センターと東陽食肉センターの新食肉センターへの統合及び移行を目指すこととしております。

なお、新食肉センターの実現にはまだまだ時間を要することから、新食肉センター完成までの間は、と畜頭数の推移やセンター施設の状況、また再編・整備の進捗状況などを見ながら、議会及び関係団体と情報を共有し、運営していかなければならないと考えておりますが、

畜産飼料の高騰や家畜伝染病の発生などによる飼養頭数の減少、また電気料金の値上げやセンター設備の老朽化による経費の増大など、状況の変化に対応できない場合には、食肉センターの今後について決断しなければならないところもあると考えております。

また、新法人の設立に当たり、県内5つのと畜場がそれぞれ100万円ずつ出資することとされていることから、令和4年度食肉センター特別会計補正予算案に関連経費を計上し、今議会に提案させていただいたところでありますので、併せてご理解をいただきたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 宮藺博香議員ご質問の大綱1点目、ふれあい坂田池公園野球場についてのご質問にお答えいたします。

初めに、照明灯の支柱及び照明灯についてにお答えいたします。

ふれあい坂田池公園野球場は、平成6年度に竣工し、令和3年度に施設の改修を行いました。昨年度の野球場改修工事は、建築物の老朽化が激しく、躯体を中心とした改修をいたしました。照明のLED化と照明柱の塗装につきましては、今後、関係各課と協議を行いながら、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、暗渠排水整備についてにお答えいたします。

暗渠排水設備につきましても、昨年度の工事にて改修を実施できなかった箇所ではございますが、内野部分の表層面の砂を入れ替え、表面排水により雨水などをフェールゾーンへ流れるように勾配を取りました。その結果、改修前に比べますと、排水機能につきましては大きく改善されました。そのため、グラウンドの排水状況を見ながら、暗渠排水設備の改修を実施したほうがよいのか、定期的に表層面の砂の入替えを実施したほうがよいのか、検討してまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（川島 仁君） 財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 宮藺博香議員からの大綱2点目、行財政運営についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和3年度の一般会計決算見込みについてであります。

町長の政務報告でもありましたが、歳入総額は135億1,109万円、歳出総額は129億9,402万円で、形式収支では5億1,707万円の黒字となる見込みです。これから繰越明許費や事故繰越しなどに係る今年度への繰越し財源5,174万円を差し引いた4億6,533万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となり、単年度収支としましては5,398万円となる見込みです。

次に、決算見込みによる次年度繰越金の具体的な対応についてであります。繰越金4億6,533万円のうち、2分の1となる2億3,267万円程度を地方財政法に基づき財政調整基金へ積立てする見込みであり、残りの2億3,266万円については、当初予算の前年度繰越金へ計上した8,517万円を差し引いた1億4,749万円が本年度の補正予算における財源となります。

なお、この1億4,749万円のうち、2,113万円を本6月議会定例会での一般会計補正予算案の補正財源として提案させていただいております。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 宮菌博香議員の大綱3点目、特別職の報酬等の額の改定についてのご質問にお答えいたします。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきであり、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは性格が異なり、民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の意見を聞いて決定することとされております。

令和2年4月30日、横芝光町議会議長から町長に対し、議員報酬改正に関する手続について依頼がありましたことから、当町の合併後初となる横芝光町特別職報酬等審議会の開催をお願いしました。

特別職の報酬等の額は、平成18年3月27日の合併時、旧横芝町、旧光町で協議し、現行の額となって以来、一度も見直しがされておらず、県内の町村や全国と同規模である自治体から見ると比較的低額でしたので、町三役の給料額につきましても、議会議員の報酬の見直しに併せて同時に審議していただくことが、適正な金額を考える上でも効率的であり、公正であると考え、令和4年1月18日に町長名で横芝光町特別職報酬等審議会会長に対し、特別職の報酬等の額の改定について諮問させていただいたものでございます。

特別職報酬等審議会の答申では、改定額については、改定案の額が妥当と判断されましたが、改定時期については、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少し、苦境を強

いられている町民もいることを踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症の収束及び景気の動向を踏まえ、慎重に検討されたいとのことでありました。

令和4年4月28日の議会議員全員協議会で、町長から、町三役と議会議員の報酬改定については、どちらか一方のみを改正する議案を提案させていただくことは無い旨の説明をさせていただきましたとおり、議会内で報酬の改定にコンセンサスがとれれば議案を出したいと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の収束や景気の回復状況を判断し、適切な時期に提案させていただくものと考えております。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、改めまして通告順に質問させていただきます。

照明灯の支柱及び照明灯についてであります。社会文化課長の答弁ですと、予算確保を図り、関係各課と協議しながら進めるということであります。

改めて町長にお伺いしますが、いつ頃をめどに工事に取りかけられるのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもって、せんだってのリニューアルオープンには多くの議員さんがご参加いただき、花を添えていただいたことにまず感謝を申し上げたいと存じます。

そして今、宮菌議員からおっしゃられた照明灯の支柱の工事につきましては、なかなか高額になるということもございまして、今後、財政状況を鑑みながら、あとはその現状を把握しながら、いつ何どきできるかについては今の状況では全く白紙でございまして、いずれそれをやらなければならないことが近くあるんじゃないかというような認識の中で、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の段階では白紙ということなんですけれども、やっぱりこういうふうに坂田池公園野球場の整備をしたんだけど、こういうところが不足していて、こういうところもしっかりした整備をし完全なものにしていきたいんだということで、やる場合にはなるべく早く周辺対策交付金等を活用する場合にはしたほうが、予算獲得もしやすいのではないのかなと。当然、ああいう事業ですから、設計を組む、そういうものもあるかと思

ますけれども、そういうふうにしても、近いうちにすぐ対応できるようにしたほうが、理由づけも立てやすいんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まだまだ、潤沢な財政資金の問題もありますし、いろいろとまだ手をかけなければならない問題も多々ある中で、総合的に判断をしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） できるものをなるべく優先的にやっていかないと、だんだんに財政状況が厳しくなるのではないのかなということは言わせていただきたいと思います。

それでは、次に暗渠排水整備についてであります。土を換え、整備したことにより、現在のような状況になることにつきましては大変驚きました。また、日頃からの整備がいかに大切かということでもあります。

坂田池公園野球場につきましても、現在、光スポーツ公園の整備というのはかなり行き届いており、この辺でもかなり一番いい状況じゃないのかなと思いますので、光スポーツ公園と同じように整備をしていただき、今の状況を保っていただくことを強く要望するものであります。

その結果、グラウンド状況が悪くなった場合については、暗渠排水整備についても検討していただけるのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 日頃のグラウンド整備につきましては、今管理をお願いしている方々に研修なども行っているところでございます。もうしばらく様子を見せていただければと考えております。

また、暗渠排水につきましては、暗渠排水を再整備する場合には、グラウンドの基盤自体もいじる格好になってまいりますので、かなりの額になってまいります。そういったこともございますので、方法につきましては先ほども申し上げさせていただいたとおり、表面、表層面の砂の入替えなども考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、課長が言いましたように、今の状況であれば何も問題にするところ

はないんですけれども、先ほど申しましたようにしっかりした整備をしていただいて、万が一、状況が悪くなってきた場合については将来的に検討していただきたいということでありますので、よろしくその辺は頭の片隅に入れていただければと思っております。

それと、これは町長に一つお願いなんですけれども、せっかくあれだけの球場ができて、かなり今好評です、正直な話。ですから、町のイメージ戦略として、さらには子供たちや野球ファンのために、夏の高校野球千葉県大会を誘致することを検討するのはどうなのかなと思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私どももぜひそういうお話をいただければ、前向きに検討させていただきたいと思います。

また、これはまだ確定したものではございませんけれども、例えばプロ野球のウエスタンリーグ、要するにプロ野球の二軍の試合をどうかというお話ももらったり、また今、女子リーグというのもございまして、そのお話も、できるかどうかについてはまだ分かりませんが、きれいにしたことによっていろんなお話をいただいていることも事実でございますので、その中で高校野球等も勘案しながら、ぜひそれを前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

といいますのは、高校野球等、そういうものを誘致できれば、併せて横芝光町の地産地消も一緒に展開していくというような方法等も考えられると思うわけです。そうすれば、当然、町の魅力発信につながると思いますので、そういうところまでを考えて、野球だけでなくして、そういうものまで考えていただければありがたいなと思ってます。

それと、差し出がましいようなんですけれども、誘致する考えがあれば私たちに言っていただければ協力は惜しまないつもりでございますので、その辺はお含みをいただきたいと思います。

次に、行財政運営について、1点目の決算見込みについて、課長の答弁で大体分かりました。

確認ですが、今年度に繰り越される額につきましては約4億5,000万円ぐらいということでしょうか。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） そうしますと、また決算見込みによる次年度繰越金の具体的な対応についてであります。半分の2億5,000万円については財政調整基金へ積立てし、残りの2億5,000万円については平成4年度の当初予算で8,500万円の計上をしたと。あと、補正予算の留保資金ということですが、特にそれらを活用し、今年度、具体的に歳出する事業等があれば教えていただきたいと思います。町長、その辺についてはどんなものでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の段階で具体的な云々というのはまだ示しておりませんが、ただ、今、世界経済、そしてまた今の建築等の高騰等を考えますと、これから控えている横芝小学校の建設等にどのような影響があるかについても、しっかりと財政状況を鑑みながら、余裕を持った財政運営をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 一つ確認なんですけれども、ルールで財政調整基金に次年度繰越しの半分しか積めないというのは分かったんですけれども、目的基金についてもそのような考え方でよろしいですか。

目的基金、要するに残りの2億5,000万円を財政調整基金に積立てしますよね。そうした残りの2億5,000万円の中で、あと目的の基金のほうに積むということはルールの内にありなのかどうかということです。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） その積立てにつきましては、今年度の状況により積立ても可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 言ってみれば当町は財政力の弱い団体であります。ですから、やっぱりそういうものは、各家庭でもそうなんですけれども、いざというときのためにやっぱり財政調整基金というのは、国・県の指導もあるかと思いますが、しっかりしたものを持ってないと、実際問題、活用するときにお金がないということになりますので、やっぱりそ

の辺については計画的に、しっかりした考え方で財政調整基金等については積立てをしていただきたいということはお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして町三役の報酬改定についてであります。4月28日に開催されました議会議員全員協議会で、令和4年度中の議会に改正案を上程させていただく予定ということでありました。

また、先ほどの総務課長の答弁ですと、改定する場合は議会議員の改定に便乗して行うような感じで答弁があったようにも思われますが、本当に今年度中に提案するのか、再確認の意味で町長にお伺いをいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど総務課長が壇上でご答弁させていただきましたけれども、議会のほうでコンセンサスがとれる、実際、横芝光町議会の報酬が県内17町村の中でも一番低い状況というのは、議員皆様方をご承知であられるかと思います。そうした中で、そのコンセンサスが得られれば、公平性ですとか合理性を鑑みて、その辺についてはまた今後議員の皆様と相談していかなければならない部分だとは思っていますが、あくまでも便乗という言葉が使われると甚だ厳しい思いがあるわけでございますけれども、私の気持ちとして、議会の皆さんの報酬ということをまず考えてのことでございました。

その中で、前任の総務課長が、要請あれば一緒に報酬審のほうに上げてみたらどうかというご意見もいただいた中で、私もそれに対して決裁をして、報酬審のほうに両方のものを上げさせていただいたということでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮藺博香議員。

○5番（宮藺博香君） 今、便乗という言葉に町長反応していましたけれども、あえて私は試させていただきました。というのは、特別職の報酬改定と議員の報酬改定というのは、今回の状況から踏まえても全然私は内容的に違うものだと思っております。

それでは、そこで今このような状況下で町三役の報酬改定を行う必要があるのか、副町長はどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまの宮藺議員の質問にお答えします。

現状、今の状況ということであれば、今の状況で報酬改定をするのはなかなか難しい状況だと思います。ただ、時期を考えないということであれば、ほかの市町村との比較からして

も改定する、それは私が言うことではないんですが、仮に事務員だとしたら改定もやむを得ないだろうというふうには考えています。

以上です。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の答弁で、副町長まともな考えを持ってるのかなということで、少し安心しました。

いずれにしても、特別職報酬等審議会の答申の附帯意見の（３）で、町長、副町長、教育長については、町行政のトップとして行政事務の効率的な執行のため、事務改善及び行政改革を図りながら行財政運営を推進していく立場にあることを認識し、複雑・多様化する住民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応することを期待する。

加えて、現在は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況であり、その職責が誠に重大となっていることから、町民の安全・安心な生活の確保に一層努めるとともに、魅力あるまちづくりの実現に向けて不断の努力を重ねることを切望するという意見が出されております。まさにその期待に応え、評価されてから改正すべきだと私はと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそのとおりであろうかと思います。

そうした中で、せんだっての全員協議会の中では、令和４年度中の議会で云々という話も確かに申しあげましたんですが、そこについては今後の状況等をしっかりと勘案した中で、もう一度考え直してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 少し安心してきましたけれども、私は少なくとも町長の今任期中の改定については凍結すべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その選択肢もあっていいかというふうに認識をしています。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） あってもいいかということは、場合によってはやることもあるということですね。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特別職、町長、副町長、教育長が三者一緒になってるところの中で、副町長の報酬、また教育長の報酬についても皆さんにはお諮りいただきたい部分もあってしかるべきなのかなという思いもございます。そうした中での発言でございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） あえて私は最初、壇上で言わせてもらいましたが、上げるのであれば、要するに前年度、職員については生活給が、ボーナスが減額されております。それで、かつ上げたいのであれば、もう少し職員のほうにやっぱりしっかりした背中を見せる、それから考えるということが大前提になってくるのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議会議員の報酬改定についてであります。特別職報酬等審議会の答申の附帯意見の（１）で議会議員の議員定数、政務活動費は関連性があるものとして、他団体の状況等を踏まえ、議会機能を維持できる定数を検証し、総合的に見直しされるよう要望するという意見が出されています。まさにそのとおりだと思います。

現議員では、議会改革特別委員会最終報告が議会議員全員協議会で否決されました。したがって、現段階では３点セットでの結論づけがなされていることから、現状のままで改正することはできないと思います。今後、改正するのであれば、来年５月の新体制になった段階で、新型コロナウイルスや経済状況を踏まえ、現在よりも歳費が増えないように改正すべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議会内でのそういうコンセンサスであれば、それはそれでしっかりと尊重をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、公共施設の関係ですけれども、上堺保育所についていろいろ質問していたところ、現在上堺保育所は17人ということでありまして、横芝保育所は現在何人いるか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えいたします。

横芝保育所の入所児童数ですが、この４月１日現在64人でございます。定数は130です。
お願いいたします。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） そうすると、古い事項を持ち出して非常に恐縮なんですけれども、横芝保育所と上堺保育所を合わせて81名しかいない状況であります。令和４年３月定例会で定数の改正をして、横芝保育所の定員を増やす必要はなかったと思いますが、なぜあのような条例改正を行ったのか、町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 結果的に総数として増えた状況にあるのは事実なんですけど、年齢ごとの人数の割合の中で最終的にそういうふうになったというような認識を持っています。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） 条例を見てください。段階じゃなくて総数で示されてありますので。ですから、そういうところを一つとっても、行政の緻密さが全くないということをあえて言わせていただきたいと思います。

それで、若干私の質問とは異なりますけれども、町長は今、町立保育所と町内の民間保育園と比較すると、どちらの保育環境がよいと思いますか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町立の保育所についてはあくまでも保育所ということでありまして、そういう中においても職員またはそれに携わる職員の皆さんがしっかりと努力をしていただいているところありますが、民間のやってらっしゃる部分についてはより手厚いものもあるように聞き及んでおります。そしてまた、施設についてもしっかりとした、いいものができるのかなという思いもございますので、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたけれども、もともとその保育施設が旧町時代からなかなか足りなかった時代に造ったというのが、ある意味その時代背景とともにその役目を終息に進んでいるのかなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） そうすると、私は幼児のやっぱり保育環境を考えた場合、要するに取

りあえず統合するということなんですけれども、横芝保育所の施設も42年経過しているというようなことであります。

それで、要するに今後はやっぱり町内の民間保育所と十分な協議を行って、現在の出生状況等を踏まえますと、やっぱり町立保育園もやる、民間保育園もということになると、今の出生人数からいくと少しするともう共倒れになるような状況になってきてるわけですよ。ですから、その辺は行政改革の一環で、やっぱり町長だけでなく組織としてみんなで考える必要性というのはあるんじゃないのかなと。ですから、そういうものを踏まえた幼児の保育環境というのを十分に考えていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

次に、食肉センターであります。私がなぜこのような質問するかといいますと、毎年の予算編成時に、町当局はスクラップ・アンド・ビルドなどの言葉を使いますが、全然実行できていないということです。食肉センターについては、所期の目的を十分に達成したものと思います。現在は非常に厳しい状況に置かれていることと思います。というのは、町当局からも説明がありましたけれども、施設は老朽化し、経営状況も厳しく、地元生産者は問屋経由であります。地元食肉センターをほとんど利用していない状況にあります。

そうであるならば、発展的閉場も視野に入れた対応を計画的に行う必要があったにもかかわらず、現在のような状況に陥ってしまったことにつきましては、食肉センターの管理者である、長年町政を担当している町長の責任だと思いますが、町長はそのようなお考えをお持ちになっているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 経済活動の中で、この数年来、非常にと畜頭数の減少が著しく下降してしてしまった状況については、その予測ができなかったことについては改めて私自身の責任はあるかと思います。

しかしながら、それも含めて最終的な決断というのをしっかり、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、それをしっかりとその中で対応していかなければならない、決断をしなければならないときが来ることも十分に考えられるという状況の中で今進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） はい、時間のほうもなくなってきましたので、あと参考までに、現食肉センターを閉鎖し、更地に戻す場合の経費はどのくらいかかるのであるか、分かれば教え

ていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司 勇君） 除却したときの経費については計算はしておりません。

ただ、行政センターが壊すのに２億かかったことを考えますと、面積等を勘案して３億以上かかるのかなという感じではおります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あと、再編・整備に係る国の補助金が、再編ということになりますと、半分はその解体費にも回せるということを聞き及んでいます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 宮菌博香議員。

○５番（宮菌博香君） いずれにしても、そういう経費も今後捻出しなければならないというようなことになってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問は終了しますが、町長及び副町長におかれましては、町発展のため、一刻の猶予もありませんので、全身全霊を捧げられるように頑張ってくださいと存じます。

職員各位におかれましても、これから梅雨に入り、そのまま暑い夏を迎えますので、十分な健康を保ちながら頑張ってくださいことに大いに期待しております。

どうもありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（川島 仁君） 日程第６、休会の件を議題とします。

お諮りします。

６月４日から６月８日までは議案調査のため休会したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議ないものと認めます。

よって、６月４日から６月８日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時56分）

6 月 定 例 会

(第 2 号)

令和 4 年 6 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 4 年 6 月 9 日（木曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第 3 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 4 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 4 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会教育長の任命について

日程第 10 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第 11 議員派遣の件

日程第 12 横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第 13 請願及び陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第13まで同じ

追加日程第1 発議第1号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（15名）

1番	小 倉 弘 業 君	2番	森 川 貴 恵 君
4番	秋 鹿 幹 夫 君	5番	宮 藺 博 香 君
6番	山 崎 義 貞 君	7番	越 川 一 雄 君
8番	庄 内 賢 一 君	9番	鈴 木 和 彦 君
10番	鈴 木 輝 男 君	11番	川 島 仁 君
12番	川 島 富 士 子 君	13番	鈴 木 克 征 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君		

欠席議員（1名）

3番 印 東 彦 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	及 川 雅 一 君	企画空港課長	平 山 貴 之 君
財 政 課 長	向 後 和 彦 君	環境防災課長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	椎 名 雄 一 君	住 民 課 長	川 嶋 修 君
産 業 課 長	佐久間 真 一 君	都市建設課長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健康こども長	鈴 木 正 広 君
食肉センター長	郡 司 勇 君	健康こども長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	大 木 敏 江 君	東 陽 病 院 長	押 尾 良 晴 君
教 育 課 長	椎 名 淳 君	教 育 長	霞 澄 人 君
		社会文化課長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 齋 藤 美 紀

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

印東彦治議員から、傷病のため本日欠席との届出がありましたのでご報告いたします。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

◎一般質問

○議長（川島 仁君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富士子 君

○議長（川島 仁君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

長引くコロナ禍や近年相次ぐ大規模災害、ウクライナ情勢をめぐる厳しい国際情勢を考えると、万が一にも政治の停滞は許されません。特に昨今は、ロシア及びウクライナ情勢のありを受け、資源や穀物、原材料などの価格が高騰し、日本経済や国民生活に強い影響を及ぼしており、これらの対策など取り組むべき政治課題は次々と押し寄せています。全てを真正面から受け止め、迅速かつ的確に対処し、必死に汗をかいている姿を町民の目に示してい

かねばなりません。当局の誰一人取り残さない取組を期待し質問に入りますが、力強い明快な答弁をお願い申し上げます。

第1に、教育行政について2点お伺いいたします。

1点目として、小中学校の水道蛇口の実情とレバー化について伺います。

近年コロナウイルス感染防止対策として、小中学校の水道蛇口ハンドルが手回しの回転式から、手の接触が少なく済むレバー式に交換する自治体が増えています。そこで、本町の小中学校での実情とレバー化についてのご所見をお聞かせ願います。

2点目として、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について伺います。

本町における児童生徒への環境教育の実情はいかがでしょうか。カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けては、エコスクール事業等の活用が非常に有効であります。そこで、新築や増築といった大規模事業だけではなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行い、できるところから取り組む学校を増やしていくことが大変重要であることから、本町でも周知徹底し推進すべきではないかと考えますが、当局のご所見を伺います。

第2に、活力あるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、国の16か月予算に対する本町の取り組み状況について伺います。

主には少子高齢化対策、新型コロナウイルス感染症対策、大雨・大地震などの大規模災害対策等で、こうした危機的状況を乗り越え、日本が活力を再び取り戻していくための予算であります。

新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図り、国民の生活と安全を様々な角度から守ることに、地方も共有し実行せねばなりません。そこで、最も進めるべき成長分の柱でもある新型コロナ対策に加え、デジタル化と脱炭素・グリーン化の本町の現時点における取り組み状況をお聞かせください。

2点目として、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用について伺います。

既に5月31日の全協にて、交付金活用の詳細説明を受けましたが改めて伺います。次回の国への提出期限は7月29日厳守の予定ですが、内閣府から提示された交付限度額を緊急かつ機動的に対応することを踏まえ、各地方議会の6月定例会で予算の議決、交付決定を行えば、国の交付決定前でも対象事業に着手することが可能であります。そのような中、当局におかれましては、町民を守るため、積極的な活用の検討をされたことに心から感謝申し上げます。

そこで、町民の手元に届くまでの流れを詳しくお聞かせ願います。

3点目として、「地方公共団体情報システムの標準化」に対する本町の取り組み状況について伺います。

国では、本年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務についてシステムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、ガバメントクラウドの利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっています。そこで、新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状況となっている中で、本町の実情を伺うものであります。

第3に、健康こども行政について3点お伺いいたします。

1点目として、带状疱疹ワクチン接種の助成について伺います。

最近、テレビのCMでも流れていたり病院による周知により、少しずつ带状疱疹はワクチン接種で予防することができるという認知度が高まり、町民相談も増えてきました。昨年の9月議会で取り上げさせていただきましたときには、今後、当町における発症状況などにも注視しながら研究してまいりますとのご答弁をいただきましたが、改めて、研究の進捗と、带状疱疹を未然に防ぐために効果をどのように考え、ワクチンの周知と接種の推進をされるのか、及び助成についてのご見解を伺います。

2点目として、3歳児健診での弱視発見屈折検査に伴う機器の導入購入について伺います。

このことにおきましても、昨年の6月議会で取り上げ、導入の英断を求めたご答弁は、今後研究してまいりますでございました。ましてや町長からは、勉強して進めていきたいという、大変前向きな再質問でのご答弁をいただいております。

さて、厚労省は22年度予算で、母子保健対策強化事業の一つとして検査機器の整備のメニューを用意しました。市区町村が機器を購入する場合、その経費の半分以上を財政支援される補助が開始されました。視覚異常の発見率に大きな違いがあり、先進自治体では顕著な効果を上げています。また、子供の弱視が見逃されている問題に気づいていない自治体関係者もまだ多いと、専門家がおっしゃっています。国が動くほど喫緊の課題と受け止めていただき、改めて町長の英断を求めるものであります。

3点目として、保育所や幼稚園等での給食費完全無償化について伺います。

本年5月4日に総務省が発表した子供の人口は、41年連続の減少で、過去最少を更新しています。少子化が進んでおり少子化対策は待ったなしの課題です。加えて、子供の貧困や児童虐待、長引くコロナ禍など、子供を取り巻く状況は厳しさを増しています。特に、ひとり

親家庭では、半数以上が貧困状態にあると言われております。子供や子育て家庭をめぐる環境は複雑化、多様化しており、必要な支援から抜け落ちる子供や家庭が生じかねません。本町にあっては、幅広い子育て支援策を実現していただいていたにもかかわらず、いまだに少子化の流れが続き深刻化しています。

今こそ、子供と家庭を社会全体で支えるときではないでしょうか。社会全体で支える取組が必須で、子供政策を格段に拡充する必要があることから提案するものであります。当局のさらなる子育て支援の英断を求め、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱2点目、活力あるまちづくりについてのうち、国の16か月予算に対する本町の取り組み状況についてと、大綱3点目、健康こども行政についてのうち、保育所や幼稚園等での給食費完全無償化についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

国の令和4年度予算につきましては、昨年12月に成立した令和3年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算、いわゆる16か月予算として編成されております。

当町の取り組みについてであります。国の令和3年度補正予算成立後、速やかに事業を執行するため、子育て世帯への臨時特別給付事業や住民非課税世帯に対する臨時特別給付金事業に係る経費など、議会のご協力により専決処分及び補正予算により予算措置し、迅速な対応を図ったところでございます。また、翌年度まで事業が継続されるものにつきましては、繰越明許費を設定し、切れ目のない対策を実行できるよう対応しております。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費につきましては、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算を一体的に編成し、4回目ワクチン接種に要する経費につきましても、本6月議会定例会に一般会計補正予算案として提案をさせていただいたところでございます。また、デジタル化の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金を活用し、庁舎での業務用無線LANや公衆無線LANを整備するための事業費を同様に提案させていただきました。

なお、脱炭素・グリーン化促進の取り組みといたしましては、千葉県補助金を活用した住宅用のリチウムイオン蓄電システムや電気自動車購入などの補助を行う住宅用設備等脱炭素化促進事業を、この6月から開始したところでございます。今後も国の動向を注視し、的確に、そしてスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、保育所や幼稚園等での給食費完全無償化についてであります。令和元年10月に、幼児教育・保育の保育料を無償化とする子ども・子育て支援法が改正され、3歳児から5歳児の原則全世帯及び0歳児から2歳児の非課税世帯を対象に、保育所等の保育料が無償化となりました。この無償化の実施に伴い、3歳以上児に係る給食費につきましては、保育料の一部として含まれていたおかずやおやつに当たる副食費を切り離し、主食費と同様に保育所や幼稚園等で保護者から実費徴収することとしております。

今後、町といたしましては、第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画に掲げました基本理念、「すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光」の下、子育て支援施策の一層の充実と、保育所及び幼稚園等をご利用いただく保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、保育所や幼稚園等での給食費無償化につきまして、前向きに検討しているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 教育課長。

〔教育課長 椎名 淳君登壇〕

○教育課長（椎名 淳君） 川島富士子議員ご質問の教育行政についてお答えいたします。

初めに、小中学校の水道蛇口の実情とレバー化についてですが、町内小中学校の水道蛇口は、ハンドル式やレバー式、新しいものではセンサー式なども設置されています。ハンドル式の蛇口は、教室前の廊下やベランダに設置されており、授業や掃除等の学校生活で児童生徒に主として使用されています。また、レバー式やセンサー式については、校舎や体育館のトイレ手洗に設置されています。感染症対策として、アルコール消毒や石けんでの手洗い等も定着していますので、レバー式への変更は、今後、施設改修等の機会に検討してまいります。

次に、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進

についてですが、学校における環境教育では、地球温暖化など様々な課題が深刻化する中、環境の保全に関する理解と関心を深めるため、児童生徒の発達段階に応じ学習を行っております。

教科指導としては、主に社会科になりますが、複数教科の知識を必要としたり、関連づけて解決したりする教科横断的な面も多くあり、身近な題材としては校庭に草花を植えることや、学校周辺、海岸のごみ拾い、視野を広げれば地球環境問題やSDGsの取組があり、総合的な学習の時間や校外学習など体験的な活動を通じ、児童生徒が自ら感じ、見つけ、理解できるよう努めております。また、ICT機器も効果的に活用しております。

学校施設のZEB化ですが、国は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があり、既存建築物の省エネルギー改修等のZEB化の推進が掲げられております。

当町におきましても、今後進捗する横芝小学校改築事業をはじめ、各学校施設の管理運営や改修等の中で省エネルギー化や自然環境の活用等、環境に配慮した対応を進めてまいります。

〔教育課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 川島富士子議員からのご質問の大綱2点目、活力あるまちづくりについてのうち、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用についてと「地方公共団体情報システムの標準化」に対する本町の取り組み状況についてお答えいたします。

初めに、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用についてですが、町としては、長引くコロナ禍により、地域経済の活性化を図る必要があること、現在の物価高騰により、広く各世帯に影響が及んでいることから、町内全世帯を対象とした町内協力店で利用できる商品券発行事業を計画させていただき、関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいているところです。

商品券発行事業の商品券が対象者の手元に届くまでの流れについてですが、本議会での補正予算案をご承認賜りましたら、早速、商品券の作成に関連する事務を進めてまいります。商品券の作成は、偽造防止対策を施すため業務委託の予定で、業者の決定から商品券の作成完了までにおおむね3か月程度の期間が必要と見込み、9月上旬までには商品券を作成する

計画としており、商品券の作成と並行して商品券を利用できる協力店の募集を町内事業者に対して行います。対象世帯への商品券の配布については、案内文書とともに簡易書留郵便により、9月末日までには完了させたいと考えております。

なお、商品券はお手元に届き次第できるだけ早くご利用いただきたいと考え、商品券の利用期間は10月から12月末までの計画としています。

次に、「地方公共団体システムの標準化」に対する本町の取り組み状況についてですが、令和3年9月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、地方公共団体における情報通信技術を活用し、住民の利便性向上と、地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的に、地方公共団体における情報システムの標準化を推進することが定められました。

情報システムの標準化とは、全国の地方公共団体が統一化された業務システムを利用することで、現在、国から情報システム標準化の対象範囲として、住民記録、税務、社会保障、子ども・子育て支援のほか、合計20の業務分野に関する情報システムの標準化を進めること、令和7年度を目標にシステム標準化を完了させることが示されています。

当町の取り組み状況としては、令和5年度より新たに標準化された地方税のデジタル収納サービスが開始されるため、関係する業務システムの改修を今年度予定しています。

今後も、システム標準化に関連するデジタル情報基盤の強化と、行政事務のデジタル化を推進するため、関係各課との情報共有を図るとともに、横断的な庁内体制や連携を確立させながら、国が示しているシステム標準化スケジュールに遅れることのないよう、庁内情報システムの改修対応等、必要な事業を順次実施してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、健康こども行政についてお答えいたします。

初めに、带状疱疹ワクチン接種の助成についてであります。令和3年9月議会定例会で答弁させていただきましたが、带状疱疹に罹患しますと痛みと帯状の水疱を伴う赤い発疹が三、四週間続き、その後も痛みが続くこともあるため、長期にわたり療養が必要になることもあります。

なお、令和4年広報2月号に掲載させていただいたとおり、带状疱疹は予防可能であり、

ワクチンには現在弱毒化生帯状疱疹ワクチン、いわゆる生ワクチンと、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンの２種類がございます。

生ワクチンは、小児の定期接種で行われている水痘ワクチンで、平成28年３月に、50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として効能・効果があるとされ、帯状疱疹の予防ワクチンとして任意接種が可能になりました。また、不活化ワクチンは、海外製の帯状疱疹ワクチンで、50歳以上の者に帯状疱疹の予防効果があると認められ、令和２年１月から販売が開始されました。

接種回数は、生ワクチンが１回、不活化ワクチンは２か月間隔で２回となっており、接種費用につきましては、医療機関により異なりますが、生ワクチンは9,000円前後、不活化ワクチンは２回で５万円前後かかります。これらのワクチンを接種することにより、最大の合併症である痛みが軽くなるため、生活の質の改善が期待できます。

帯状疱疹予防ワクチン助成金の導入につきましては、国や県の動向、千葉県内、近隣市町の状況や、当町における発症状況などにも注視しながら調査研究してまいります。

次に、３歳児健診での弱視発見屈折検査に伴う機器の導入（購入）についてお答えいたします。この件につきましても、令和３年６月議会定例会にて答弁しておりますので、その後の経過につきましてご説明させていただきます。

現在、３歳児健診時に視力に関する問診と家庭でできる視力検査を行っておりますが、家庭で視力検査ができない場合におきましては、当日、健診会場で実施しております。

なお、３歳児健診は年６回、３歳７か月児から８か月児までを対象に実施しており、昨年度の当町における受診率は95.1%でした。また、この検査で昨年度精密検査が必要となった子は３名おり、近隣市町の眼科を紹介し、情報提供書を発行して受診するようご案内をしております。

弱視の早期発見及び早期治療の観点から、専門的な知見及び近隣の状況を収集し、ご質問の屈折検査機器の導入につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君） 最初町長から答弁いただきましたけれども、通告の項目に従って質問させていただきます。

初めに、小中学校の水道蛇口の実情とレバー化について、教育課長からお話のあったよう

に施設改修時ということで、もっともだというふうにお金のかかることもあろうかと考えます。しかしながら、全国で結構レバー化に変えたところがあるということで、その利点は、子供が肘や手の甲で水を出すことができ大変喜んでいてということでもあります。ぜひ、そのところも頭の隅に置いていただきながら、必要性があるところは改修を待たずに、また、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そこで、町立保育所の水道蛇口はいかがでしょうか。また、町内の公共施設の中に、まだそういう手回しのところがあるかどうか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えいたします。

町立保育所の水道蛇口の件ですが、水道蛇口につきましては今もハンドル式でございます。ひねるタイプでございます。保護者からはこのレバー式への変更要望はございませんで、また支障は来していないということでございます。

今後、修繕で交換する必要がある場合は、レバー式も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 子供はこれが当たり前と思って使っているか分かりませんが、気がついた大人が、また、コロナの状況もまだまだ続いておりますし、必要に応じては検討していく、小さなことですけれども、大切なことかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進でありますけれども、課長の答弁と重なりますけれども、学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と、老朽化対策の一体化整備を推進しなければならないと思います。2050年のカーボンニュートラル達成を目指し、地域における脱炭素社会の実現と、地方活性化の基盤づくりに貢献する持続可能な教育環境の整備を、文部科学省は公立学校施設整備事業として推進しております。

そこで、脱炭素化に向けた施設整備でありますけれども、学校施設のZEB化には建物の遮熱化や省エネ機器の設置など、多額の費用が発生するため、既存施設においては困難な面があるかとお察しいたします。今後、少子化に伴う児童生徒数の減少に対応した町立学校の最適化に向けた検討を進めていく中で、ぜひともこの学校施設の整備と併せて、脱炭素化についても進めていきたいというふうに、ご答弁いただきましたけれども、よろしくお願いいたします。

いたします。

そこで、当町の姉妹町、神奈川県松田町が最近すばらしい小学校を建築したということであります。ただ、国から相当補助金が出るということで、エコスクールでも、何ですか木造関係とか、省エネでも太陽光とか、いろんな分野があると思うんですけども、うちの町は飛行機の関係で木造は厳しいかと思えますけれども、できるだけエコスクール、すごいいろんな省庁にまたがって補助金を用意されておりますので、今後、文科省、農林水産省、そして環境省、国土交通省、とにかく国から引っ張れるものは引っ張っていただきながら、すばらしい小学校を、建て直しをしていただきたいと思いますけれども、松田町の小学校は木造のエコスクールでありますけれども、私がちょっと思ったのは、子供たちの交流を考えながら見学とか、交流学习をさせてもどうかというふうに思いましたので、答弁はいいです。とにかく国の補助金を使って、松田町が小学校すばらしいのを造ったということでありますので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。町長、その点何か、もしありましたら。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、世の中のトレンドがそれこそ脱炭素・ゼロカーボン、この後ご質問もあるかと思えますけれども、宣言の問題等あるわけでございまして、これを抜きにして施策を進めていくということは、ある意味その時代に逆行しているところという意味もあるというふうに認識をしています。

ただ、今、議員もいろいろ細かいところでご指摘いただきました。当町は、騒音をどういうふうに回避するですか、いろいろな部分がある、そういうところも多々ございますので、そういう中においてもできる限りそれに沿ったような形で進めていくのは、今の行政の在り方ではないかというふうに認識しておりますので、それについてももしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ぜひ、町長の手腕も発揮して、担当課とともに頑張っていただきたいと、母校ですので、よろしくお願いいたします。

次に、国の16か月予算に対する本町の取り組み状況でありますけれども、まずコロナ関係でありますけれども、国は16か月予算の中でコロナの長期化で生活が苦しい人への支援として、コロナ対策予備費5兆円を確保し、支援されるということでございますけれども、どの

ような援助があるのか、期限と併せて教えてください。

○議長（川島 仁君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） ただいまのご質問につきまして、町が事業主体になるものではないですが、まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と雇用調整助成金といったものがございます。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、申請の窓口は山武市にありますさんぶ生活相談センターリンクサポートで相談を行っております。期限につきましては、これまで令和4年6月末までとされていたものが、令和4年8月まで延長されております。

もう1点、雇用調整助成金につきましては、この申請の窓口につきましては、事業所の所在地を所管する都道府県労働局、またはハローワークというようにされております。これにつきましての申請受付期間は、令和4年6月末までとされていたものが、令和4年9月末までに延長されているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。

県とかハローワークリンクサポートが窓口ということでありますけれども、案外と町民の方から、コロナで今仕事がなくって苦しいという、そういった相談がいまだにあるものですから、誰も置き去りにしないという思いで、今まで以上に町民の方から相談を受けたときには、ぜひ、財政課でなく福祉課のほうになろうかと思っておりますけれども、サポートのほうを、ぜひ町民の皆さんにお教えしてさしあげて、どこに行ってもいいか分からないという町民さんが結構いらっしゃると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、結構役場職員の中でもコロナに感染された方が、今まで連絡を受けておりましたからあったのも承知しておりますし、若い世代がまだまだワクチン少ないというところもあると思いますので、職員の皆様には、我々もそうですけれども、緩みなくコロナワクチンの取組の強化を続けていただきたいというふうに思います。

デジタル化に関してでありますけれども、マイナポイント第2弾がいよいよ6月30日から開始されます。6月広報に載ったのかなと思えば、マイナンバーカードの申請をヨリドコロで案内してくださる、そういった記事だったのであろうというふうに思いますけれども、このマイナポイント第2弾、マイナンバー普及策にもつながることから大いに期待するところ

ろでありますけれども、非常に分かりづらく、説明が必要というふうに考えます。

例えば、2万円分のポイント付与詳細の件、また、交付申請締切日の件、申込締切日の件、カードを持っていたとしても改めて申請しないといけない件、マイナポイント付与の申込先の件等々、非常に分かりづらい部分がございます。どうか円滑な実施のために、さらなる周知とご支援を町民の皆さんに切にお願い申し上げます。

特に、保険証の登録をすれば、高額療養費も申請の必要なく自動的に処理されるということです。町民に利点を周知することもカードの普及につながるとは思います。課長いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 住民課長。

○住民課長（川嶋 修君） では、マイナポイント関係の第2弾の回答をさせていただきたいと思っております。

マイナポイントを申し込むためのマイナナンバーカードの申請期限につきましては、2022年9月末が締切りとなります。マイナポイントの申込期限といたしましては、2023年2月末まででございます。

第2弾のマイナポイントの付与関係は、2022年6月30日が開始となります。期限といたしましては、キャッシュレス決済の連携、健康保険証の利用申込み、公金受取口座の登録で共通となりまして、2023年2月までとなります。

ポイントの付与の詳細につきましては、キャッシュレス決済関係で、第1弾のマイナポイントを受け取っていない方が対象で5,000円分のポイント、マイナナンバーカードに保険証の機能を追加する登録、また、交付金受取口座の登録を行えば1万5,000円分のポイントが受け取れ、合計で2万円分のポイントが付与されるということでございます。

高額医療制度の関係につきましては、マイナナンバーカードを保険証として登録していただき、医療機関に設置してあります顔認証つきカードリーダーにて設定をしていただければ、限度額認定書がなくても支払いが免除されるということでございます。

今後も町民の方の利便性の向上とマイナナンバーカードの取得促進のため、各種事業内容などに変更がございましたら周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 結構ちまた、主婦の話の中で、そういったマイナポイントのことは最近よく耳にします。課長、ぜひね、ポイントをいただける、そういった利点が、利

便性があるということを分かれば、積極的にまたマイナンバーカードを作らなければというところにいくんではなかろうかというふうに思いますので、ぜひ、そういったところのサービス提供にご尽力をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、脱炭素・グリーン化でありますけれども、企業や公共施設からの温室効果ガスの排出量は全体の８割で、家庭からは２割と言われています。脱炭素社会の構築へ具体的な取組を進める自治体はまだ少ないようですが、各地の自治体では50年までの脱炭素化を目指すゼロカーボンシティの表明が相次ぎ、当該地域の人口は日本の総人口の９割を超えたそうがあります。

そこで、本町における表明を町長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、国策でもございますし、極めて重要な課題であるという認識はございます。ただ宣言をすればいいという問題ではなくて、しっかりとした計画づくりをして、それに沿った施策を行っていくということが何よりも重要なことであるという認識がございます。

その中で、ただこれは、環境防災課の一つの課だけで行えるものではなくて、本当にもう全体、町全体、行政全体でこれを取り組んでいく必要があります。次の庁議において、今回私のほうから提案をさせていただきまして、ゼロカーボンシティ宣言をするには何が必要なのかということをしつかりとみんなで共有しながら、できれば来年度にはその宣言ができればいいなという思いでございます。

ちなみに、今54市町村中の中で、17町村の中でまだ宣言をしているところはないというふうに報告が来ておりますが、できれば17町村の中の１番を目指していきたいなという思いはございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町長のご決意ありがとうございます。

6月5日は環境の日でございました。とにかく来年度を待たずに、それはもう話合いがまとまれば、どんどん、別に来年度まで待たなくてもいいわけですから、進めていただきたいというふうに思います。私は毎回、定例会で質問したい思いでおりますので、よろしくお願いいたします。

それと町民の皆様お一人お一人の意識改革と行動変容を促すには、2021年度補正予算に盛

り込まれたグリーンライフポイントの発行と普及拡大が有効と考えます。環境に配慮した行動を促進するためにポイントを付与するという新しい取組です。具体的には、販売期限間際の食品を購入したり、プラスチック製スプーンの受け取りを辞退したりなどするとポイントがつく制度です。温室効果ガスの消滅、脱炭素につながるこのグリーン消費を促進してはいかがでしょうか。課長、ご答弁をお願いします。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、川島富士子議員の質問に対しての答弁をさせていただきます。

グリーンライフポイントの推進ですけれども、これにつきまして、先ほど川島議員からもお話がありましたグリーンライフポイントとは、日常の環境配慮がポイントとして還元される仕組みの持続的な推進を通じて、国民が地域や社会環境課題を自分のことと捉えて、環境配慮行動を持続的に実践する、地域環境課題の解決と成長を実現することを目的としている事業でございます。

この事業につきましては、町が単独で導入することは難しいと思われますので、今後、導入する企業や事業等に注視しまして、最新事例等を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の活用についてでございますけれども、この総合緊急対策事業の地方創生臨時交付金拡充分は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分であり、生活者や事業者を支援していくのが目的です。そこで、学校給食の現下の状況についてお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には政府が輸入小麦の売渡し価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。本町では完全無償化とはいえ、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについてお伺いいたします。

また、輸入食材に頼る中での価格高騰対策として、地域・地元産の食材を採用することによって、供給の安定化が図れるとともに、地域農漁業の振興や食育の観点からは有用と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 教育課長。

○教育課長（椎名 淳君） 学校給食の関係でございますが、学校給食につきましては、学校給食センターの栄養士がカロリー、また栄養バランス等を考慮し、献立を決めているところであります。

食材費の値上げにつきましては、状況を見極めながら質や量が低下することのないよう対応してまいります。

食材の調達につきましては、精米は全て町内産を使用しております。また、野菜その他の食材については、町内の生産者と直接契約を優先的に行っている状況でございます。また、納入業者には産地を明示していただくと併せ、優先度として町内産、近隣市町産、県内産のものをできるだけ選定していただけるようお願いしているところであります。

給食の提供は、安定的な供給が重要でございます。今後も引き続き、安心して安全な学校給食の提供に努めてまいります。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 非常に安心しました。その勢いでどうかよろしく願いいたします。

次に、「地方公共団体情報システムの標準化」に対する本町の取り組み状況について伺います。

非常に難しく分らないことがたくさんございます。国主導の情報システムの標準化導入と存じますが、メリット・デメリットを改めてお伺いいたします。

そもそも国からの移行に伴う財政支援は十分なののでしょうか。メンテナンスなどのランニングコストはいかがでしょうか。丁重な情報提供を求める観点から県との連携は大丈夫でしょうか。地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するには、自治体が行っている情報システムのカスタマイズをなくすることが重要とのことですが、地方自治体の情報システム共有化に向けて、本町の取り組みはどこまで進んでおられるか、何といたっても移行期間として令和7年までにできるのかどうか、現時点で分かる範囲で結構ですので、お聞かせ願います。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、まずシステム標準化のメリット・デメリットというお話ですが、2020年に特別定額給付金、国民1人当たり10万円お支払いする事業がありまして、そのとき国と自治体のシステム連携がうまくいかなかったということで、今回、シス

テムの標準化されることでそういうことが解消されるのではないかとされており。これ当然マイナンバーカードの普及が大前提になるんですけれども。

そういうことからいたしますと、やはり行政サービス、住民の利便性向上、これメリットだと思いますし、行政運営の効率化、これもメリットだと思います。また、システム全体標準化しますんで、行政全体としてシステムに係る経費が削減される、コスト削減というのもメリットだと思います。

デメリットにつきましては、ちょっとデメリットと言えるかどうかは疑問あるんですけれども、言われていることとしては自治体、やっていることは同じなんですけれども、業務の流れが違っておりますので、システム標準化することで業務プロセスまで統一するのは困難じゃないかなということがされており、それは課題かなと思っております。

続いて、財政支援の関係ですが、国から来ている通知等によりますと、デジタル基盤改革支援補助金ですとか、地方交付税措置などがあります。補助対象外も、例えば人件費なんかは補助対象外と書かれておりますんで、全てが全て国で持っていただけるというわけではないと思いますが、おおむね町の影響というのは財政的には少ないんじゃないかなと思っております。

それと、ランニングコストについては、すみません今後どのようなになるか、ちょっと不明な点がございます。

あと、県との連携ですが、千葉県では、今年の令和4年度の4月から、総務部の中に新たにデジタル改革推進局というのを立ち上げてございますので、そういう体制整備を図った中で、市町村との連携は十分にさせていただけるものだと思っております。

全体といたしまして町の取組ですが、なかなか今までのそういう情報管理の仕事のほかにこのシステム標準化ということが入ってきて、人材的には厳しい面もございますけれども、そこは連携を取りながら国の予定するスケジュールに遅れないようにやってまいります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） るるありがとうございます。

そういった人材不足、連携してやっていくという課長の意気込みは非常に素晴らしいというふうに思いますけれども、世の中のデジタル化への急速な変化の中で、デジタル人材が不足しているのは、うちの町だけではなく、どこでもこれは課題であろうかというふうに思います。

2030年には情報システム部門で働く人材が最大で約80万人不足するとの試算もあるそうです。そこで、国も進めている対応として、女性デジタル人材の育成を積極的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

デジタルスキルの習得支援やテレワークなど、柔軟な働き方を推進することは、就労支援であり、IT分野の人手不足への対応の一つであります。地域の実情に応じた自治体の取組を、国が交付金、内閣府の地域女性活躍推進交付金で後押しするということであります。その点、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今議員おっしゃられたとおり、国の統計上からもIT技術者というのは男女比率大きく差があるようで、8対2という数字が出ております。なかなかこれ解決すること難しいと思うんですけども、議員からご提案ありました町の対応の件ですが、昨年度空港機能強化を踏まえた新たな居住地の獲得調査というのを行いまして、その中では女性に選ばれるまちづくり、その中でも女性の活躍支援というのを取組テーマとしています。

年次計画、アクションプランでは、令和5年度に小規模ビジネス支援による女性の活躍支援に関する実証実験的なものを行いたいと思っております。その中で、今議員がおっしゃられたような交付金等も活用しながら、例えばパソコン初級者を含めた在宅ワークのセミナー実施とか、そういうものを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 非常に前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひぜひよろしくお願いしたいと思います。

以前から数度取り上げてきた、高齢者のデジタル化への慣れのための支援、サポートでありますけれども、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 高齢者向けスマホ教室につきましては、国の令和4年度デジタル活用支援事業地域連携型を活用し9月から実施を予定しております。

昨年度実施のありました事業者に依頼をしているところではございますが、国のスケジュールに数週間程度遅れが生じているということでもあります。そのため、決定され次第、町広報紙、ホームページや、防災無線を活用いたしまして募集をさせていただきたいと思ってお

ります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 社文課長、この町民相談の中で特に多い課題でもございますので、ぜひぜひよろしくお願いしたいと思います。早めに周知のほう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

带状疱疹ワクチン接種の助成でありますけれども、近隣では、いすみ市が本年4月から、1回1万円、これ多分不活化ワクチンでなかろうかと思っておりますけれども、1万円の助成が始まったというふうに伺っております。また、本年5月から愛知県の蒲郡市の助成は、生ワクチン、皮下注射ですね。それと不活化ワクチン、筋肉内注射、どちらの助成も始まったということで、生ワクチンは1回2,000円の助成、1回の接種ですから2,000円ですね。不活化ワクチンは、2回接種で1回1万円を2回分助成という、全国的にこのように始まってきております。

国でも委員会で取り上がった議題ではありますけれども、非常に大切なところかというふうに思いますので、ぜひ積極的な研究と取組をお願いしたいと思います。時間がないので答弁は結構です。

3歳児健診、議事録を見ますと、前回町長から非常に前向きな力強い答弁をいただいております。国で半額助成ということでもありますので、このところもそれだけやはり有効な、有能な機械だということで、全然、自分でやるのと町でやっているのと、検査は約1秒とも言われるほど、数秒で両目の撮影が完了するために、幼児の負担が少なく検査でき、見逃しを大幅に防ぐことができるという、有能な機械ということで、国が助成制度を今年度から取り上げたところでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に質問した保育所や幼稚園等での給食費完全無償化についてであります。前向きな答弁ありがとうございます。

このたびのコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策には、保育所、幼稚園、認定こども園及び、認可外保育施設等における給食費の負担軽減等についても含まれている状況でもございました。

さて、南相馬市では、子育て世代の若者らが移り住むようなまちづくりに取り組みたいと、今年度から市内の幼稚園、保育園、小中学校の給食費を全て無償にしました。ゼロ歳から中学生まで完全無償化です。20年の国勢調査における15歳未満の子供の数は約5,100人で、費

用は年間１億7,800万円だそうです。これ南相馬市ですね。

未来を生きる子供たちのために、そして、その子供たちのために日々懸命に子育てに当たっている親たちのために、できることは何かを改めて考えるときではないでしょうか。ぜひ、町長の英断に期待をするところであります。

最後に、総人口に占める子供の割合は11.7%です。国も様々な政策が進んできたところがありますが、こども政策に関する公的支出の水準は、いまだ先進国の平均を下回る状況です。こども政策の強化には、その裏づけとなる予算を大幅に拡充することが欠かせません。

子育て世代に寄り添うまちづくり「母になるなら、流山市。」を掲げる流山市は、近年、子育て世代を中心に転入超過が続き、人口増加率が全国792市の中で、５年連続１位となっています。子育て世帯に人気のまち流山市は、大変参考になると思います。30から40代の共働き家庭の転入が多く、転入者から、安心して子育てができて住みやすいとおっしゃられています。

また、子育てに優しいまちづくり条例に、子育て支援に関する市の方針や事業者、学校などの役割を明記したことにより、その後の保育所増設など、各種施策を進める上での土台となったそうです。

この条例が市全体として子供たちを守ろうという動きにつながったということです。

そこで、支援にも様々な形があると思いますが、本町も自信を持ってさらなる寄り添うまちづくりに全力を挙げていただくことをお願いし、私の質問を終わります。町長をはじめ全職員の皆様、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（川島 仁君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前 1 1 時 0 1 分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 1 0 分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（川島 仁君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔6 番議員 山崎義貞君登壇〕

○6 番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。これから一般質問を行います。

ロシアがウクライナに侵略して100日を超えました。多くのウクライナの女性、子供、市民が犠牲になっています。ロシア兵の戦争犯罪性も指摘され、一刻も早いロシアのウクライナからの撤退が求められます。世界は、プーチン大統領の一刻も早いウクライナからの撤退の決断を求めています。

ウクライナ侵略によって、日本国内では軍事費を倍増すべきだ、核兵器を共有し敵基地攻撃ができるようにすべきだ、などの声が自民党や維新の中から出ていることは、平和憲法を持つこの国の進む方向とは相入れられません。ロシアのウクライナ侵略は、武力行使の禁止を義務づけた国連憲章違反であり、原発や病院への攻撃は、国際人道法に背く犯罪です。核兵器の先制使用で世界を脅すなど、核兵器禁止条約にも違反しているこの無法を止めるのは、世界と市民社会の声でプーチン政権を包囲していくことです。

今月22日公示、来月10日投票予定で参議院議員選挙が行われます。憲法改正議論が政権与党や維新の会から声高に出ていますが、平和憲法9条があることで、一度も戦争や戦闘行為に巻き込まれることもなかった戦後の歴史は、世界に誇れる成果で、平和憲法があったからです。そして、世界各国から平和国家という信頼が築き上げられてきました。

日本国憲法は、国民主権を基本に基本的人権の保障、恒久平和の実現を国家の基本目標、任務として明記しました。国民が国家の支配者、住民が地域社会の自治的支配者として制度化されました。憲法公布から75年、今この憲法が改正議論の標的にされていますが、国民に奉仕すべき立場である公務員はじめ、国民自身が憲法全体を知らなければなりません。私は、平和憲法で一般質問を伺います。

初めに、町長の政治姿勢について質問をします。

初めに、プーチン大統領が核兵器使用の威嚇をしている中で、核兵器禁止条約についての考え方についてです。

昨年1月22日に発行した核兵器禁止条約は、被爆者や核実験被害者の長年の願いが結実したものでした。そして、コロナウイルス感染症の影響により延期されてきた核兵器禁止条約第1回締約国会議が、この6月にオーストリアのウィーンで開催され、条約の運用などをめぐり協議されます。プーチン大統領は、ウクライナ侵略に際し、核兵器を運用する部隊に特別態勢を取ることを命じたと発表し、国際社会に対し、あからさまに核兵器使用の威嚇を行っています。

日本国内では、一部の国会議員等から、ウクライナへの軍事侵攻を契機に、米国の核兵器を日本に常備する核共有論や、非核3原則の「持ち込ませず」を緩和すべきだとする見解が強く主張されています。しかしながら、このような考え方は日本も批准、加盟している核不拡散条約第2条が記述する核兵器の受領に該当するもので、許されないし、非核3原則は今後も堅持されるべきものであり、一つも緩和することは許されないことです。

万が一核戦争になれば、核不拡散条約前文にある全人類に惨害や、核兵器禁止条約前文にある壊滅的で非人道的な結末となってしまうことは明らかなです。核兵器の使用のみならず、威嚇も国際人道法の原則に違反することは明らかなです。核兵器禁止条約はさらにそれを発展させ、いかなる場合にも核兵器の使用や使用することの威嚇を禁止し、核兵器の全面的な廃絶を展望しています。核兵器使用の現実的リスクが高まりつつある国際状況下で、壊滅的で非人道的な結末を回避するため、全世界に核兵器禁止条約を普遍化しなければならないと考えます。核兵器禁止条約について、町長の考えを伺います。

次に、今こそ核兵器禁止条約を国に働きかけるべきではないかについての質問です。

核兵器禁止条約は、核保有国5大国や実質的な核保有国、そして、アメリカの傘の傘下にある国などは参加をしていません。核兵器の不拡散に関する条約、略称NPTは、核軍縮を目的につくられた条約であり、核保有国による核の威嚇が起きている現状でNPTは力を発揮できていません。この条約をより発展させたものが禁止条約です。

世界は、核兵器廃絶を求めています。核兵器禁止条約は核兵器そのものが国際法で禁止されることになり、この条約は国際的な規範になり、影響力を持つことになります。そして、より多くの国が批准すれば、より大きなものとなり、全ての国が参加することにつながります。

国連軍縮担当上級代表の中満泉事務次長は、第1回条約締約国会議への参加について、日本でもオブザーバー参加できればと話しています。日本政府に対し、核兵器禁止条約への署名、批准をすることを求めています。そして、条約国会議へのオブザーバー参加を働きかけるべきではないでしょうか。お答えください。

次に、ウクライナ支援についての考え方について質問します。

千葉県は、39世帯、63人の方の避難民を受け入れています。町として、ウクライナ国民が求めていることに応えられるような支援をすることが必要と考えます。何ができるのか、勇気づけられることは何かなど、具体的な支援について伺います。

大綱2点、保育事業について質問します。

初めに、町立保育所における紙オムツの保護者持ち帰りについてです。

全国の保育園の約4割では、使用した紙オムツを保護者が自宅に持ち帰っています。千葉県は公立保育園では2割から3割の園で保護者が持ち帰る保護者負担となっています。持ち帰ることの考え方は地域によってまちまちで、使用済みおむつを見て体調管理などを理由に保護者が持ち帰りオムツを確認する。そして、家庭ごみとして処分をする。しかし、保育士は間違えないように個別ごとに管理しなければなりません。全国的に減ってきている保護者持ち帰りについて、どのように考えるのかを伺います。

次に、コロナウイルス感染症対策からも、使用済み紙オムツの保育所で処理することについて質問をします。

コロナウイルス感染症対策やノロウイルスなどの感染症対策として、保育所での処分できるものについては、基本保育所が適切に処分をする。感染症対策をしっかり取り、使用済み紙オムツを保育所で処分することは、感染拡大をさせない感染症対策をすることの基本ではないかと考えます。町立保育所での処理についてお答えください。

次に、町内の私立保育園での処分についてですが、基本的には町立と同じ考えになります。園での処分には、処理費のほかに保管場所の確保などの経費が必要となります。新たに園で処分することになれば、一定の処理費用を支援し、町立保育所、私立保育所が同じ条件になるようにしなければならないと考えます。私立保育園に対する考え方を伺います。

大綱3点、福祉政策について質問します。

初めに、加齢性の難聴対策として補聴器購入の補助について質問をします。

65歳以上の高齢者の半数は加齢性の難聴と推定されています。それをカバーする補聴器の購入費は高く、平均27万円にもなると言われています。高額な補聴器購入に補助をしてほしいとの声に応え、自治体独自に補聴器の購入費助成の制度が広がっています。それは、難聴になると認知症のリスクが高くなるからです。

難聴は認知症の発症要因の一つという報告が、厚生労働省から発表されました。日本の認知症患者は462万人、高齢者の4人に1人は認知症、またはその予備軍と言われ、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、患者数が700万人を超えると見られています。

国は認知症の対策強化に向けて、新オレンジプランを策定し取組を始めました。その中で、認知症の危険因子として、加齢や高血圧のほかに難聴も一因として挙げられています。難聴の進行をそのままにしておくと、コミュニケーションが不足し、孤立が進み、認知機能の低下や鬱病を発症するリスクが高まります。リスク回避に補聴器の使用は有効な認知症対策と

なります。

県内の自治体で助成制度を実施している浦安市、印西市、船橋市では、市民から大変喜ばれています。購入費補助についての考えを伺います。

次に、加齢による難聴の実態調査についてです。難聴は、年を重ねるにつれ、誰でも起こり得るものです。聴力の低下は30代から始まって、難聴が進むにつれて聞こえる音が減ってきます。加齢性の難聴は、一般的に高い音から聞こえなくなるので、会話の中でも高い周波数エネルギーを要する音から聞き取りづらくなります。聴力の低下は徐々に起きるために、自分では気づきにくいというのが加齢性難聴の特徴です。

住民健診のときの問診票に、高齢者の聞こえ具合の調査項目を加えて実施し、難聴の実態把握をすることを求めるものです。お答えください。

次に、認知症予防からも購入費の補助についてですが、難聴と認知症の関係については少し説明をしましたが、会話、コミュニケーションは耳に言葉が入ることから始まります。言葉を聞いて、脳で考え、言葉で返す。聴覚は考えるための大事な情報源であり、聴覚によって、楽しい、うれしいなどの感動を、情動を引き起します。聴覚はコミュニケーションをする上で非常に大事だということです。認知症の予防には聴覚が大事な働きをしている。認知症予防の観点から、補聴器購入費の補助を求めることについてお答えください。

最後に、生活ゴミ出し支援を求める高齢者世帯への支援制度について質問します。

町の高齢化率は37%を超えました。これからも進む高齢化と高齢独居世帯。環境省は高齢者を対象としたゴミ出し支援制度の実態調査を行い、高齢者のゴミ出し支援制度導入の手引き及び事例集として取りまとめました。深刻化する高齢者のゴミ出し支援制度について、どのように考えているのか伺い、壇上からの質問といたします。

〔6 番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、山崎義貞議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱1点目、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをさせていただき、その他の質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

初めに、ロシア、プーチン大統領が核兵器使用の威嚇をしている中で、核兵器禁止条約に

についての考え方は、それと、今こそ核兵器禁止条約批准を国に働きかけるべきではについてでございますが、2022年3月23日現在、核兵器禁止条約の署名国は86の国と地域で、批准国は60の国と地域でございます。

当町では、平成19年1月に非核平和宣言を行うとともに、日本非核平和宣言自治体協議会に加盟をし、人類史上最初の被爆国民として、町民一丸となり非核3原則を堅持し、全ての核兵器が地球上から廃絶される日が来ることを希求しており、核兵器禁止条約は大変重要なものと考えております。なお、条約批准の、国への働きかけにつきましては、国民の総意として国が決するものと考えておりますので、町単独での働きかけは考えておりません。

次に、ウクライナ支援についての考えはについてですが、町では、5月10日より、役場総合案内において、ウクライナ支援として募金箱の設置を行っております。募金は日本赤十字社を通じてウクライナ支援へお渡しすることとしております。今後も、ウクライナの方々が平穏な暮らしができるように、必要とされる支援を検討してまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、保育事業についてにお答えいたします。

初めに、町立保育所における紙オムツの保護者持ち帰りについてでございますが、現在、町立保育所では、保護者の皆様のご理解とご協力の下、使用する紙オムツ及び持ち帰り用の袋をご提供いただきまして、持ち帰り対応とさせていただいております。

次に、コロナウイルス感染症対策からも保育所で処理すべきではについてでございますが、現場の保育士に状況を確認したところ、使用済み紙オムツの持ち帰りにつきまして、過去に保護者会へ諮って議論した経緯がありまして、便を家庭で確認することで健康チェックができることや、使用済みオムツの減少で排せつの自立を実感できることのほか、医療機関を受診して医師に見せる場合等があることから持ち帰りに至った経緯があり、現在もその対応を続けている状況でございます。保護者の意識変化等を見極めながら対応したいと考えております。

次に、私立の保育園にも園での処分を求めるべきと考えるがであります、町内私立保育園での対応状況でございますが、1園で施設内処分を実施している状況であります。

私立保育園におきましては、施設それぞれの考え方があり、尊重すべきことと考えますが、今後、定期的開催しております園長会議に議題として取り上げるなどして、課題を共有してまいります。

〔健康こども課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱３点目、福祉政策についてのご質問に
お答えします。

初めに、加齢性の難聴対策として補聴器購入の補助についてと、認知症予防からも補聴器購入費の補助をにつきまして、いずれも補助に関する質問ですので、併せてお答えいたします。

加齢性難聴とは、加齢により内耳の蝸牛にある有毛細胞が障害されることで起こる疾患で、一般的には耳が遠くなったと言われるものです。補聴器購入に対する公的助成制度としては、身体障害者手帳の聴覚障害の等級を所持している方を対象とする補装具費支給制度があります。町には、本年４月１日現在、聴覚障害で身体障害者手帳を交付されている方は４３人いらっしゃいます。令和３年度は、補装具費支給制度による補聴器の購入が７件、修理３件の実績がありました。補聴器の機種ごとに基準額が定められており、原則１割の自己負担となっています。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度または中等度の聴覚障害がある１８歳未満の児童に対しては、健全な言語や社会性の発達を支援するため、平成２８年度から補聴器購入費の助成事業を実施しています。こちら、補聴器の機種ごとに基準額が定められており、千葉県の助成と合わせて原則３分の２の助成となっています。これまでに３件の助成実績があります。

現時点におきましては、高齢者を含めて１８歳以上の身体障害者手帳の対象とならない、軽度または中等度難聴者を対象とした助成制度の創設については考えておりませんが、加齢性難聴は、生活習慣の改善により予防や進行を遅らせる効果があること、周囲の方を含めて早期の気づきが大切であることから、健康こども課と連携しながら、健康増進や認知症予防の普及啓発と併せ、加齢性難聴の予防方法等の普及啓発に努めてまいります。

次に、加齢による難聴の実態調査についてですが、介護保険の要介護認定調査の調査項目の中に聴力を５段階で評価するものがございます。聴力検査ではありませんが、認定調査員

による聞き取りの集計状況でお答えします。

要介護認定者1,402人のうち、「普通に聞こえる」が810人、「普通の声がやっと聞き取れる」が408人、「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」が171人、「ほとんど聞こえない」が10人、「聞こえているのか判断不能」が3人となっております。

続きまして、生活ゴミ出し支援を求める高齢者世帯への支援制度をについてお答えします。

生活ゴミ出し支援とは、ゴミ出しが困難になった高齢者世帯や障害者世帯などで、集積所までゴミを出すことができない事情を持つ方への支援であると認識しております。

現在、町で実施している事業は、介護認定を受けていない方への家事サービスを提供するホームヘルパー派遣事業、社会福祉協議会で有償にて実施している住民たすけあいサービスなどありますが、ゴミ出し支援に関しては、指定日の指定時間に合わせるができないため対応しておりません。県内の自治体で実施している支援としては、ゴミ出し支援を行う団体への補助や、ほかに協力を得られない高齢者等を対象とした戸別回収のサービスがあります。

今後、高齢者世帯の増加が見込まれ、ゴミ出しができず自宅放置となることで、やがてはゴミ屋敷となることが懸念されることから、支援の重要性は高いと考えます。生活ゴミ出し支援として有効な手法について、先進事例の調査研究を進めるとともに、隣近所や地域コミュニティにおける助け合いの仕組みづくりや、地域の実情に配慮しながら、より有効な対応について検討してまいりたいと考えております。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 核兵器禁止条約、やはり今すごく大事になってきている。この日本を取り巻く北朝鮮や台湾海峡の問題なんかもある中で、やはり地球上から核兵器を廃絶するというのが、まず第一でありますし、ここに向かって進んでいくということが大事になってくると思います。

町長の認識では、ちょっと私、この条約についての町長自身の考えというのがよくはつきりつかめないなので、自身の考えというのをもう一度お願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この世の中に核兵器がないことは極めてありがたいことでありますし、それを切望するものでございます。しかしながら、今山崎議員は、核兵器がないことが一番だとおっしゃいましたが、現実には、近隣の北朝鮮、中国、ロシアには実際核兵器が現存して

います。ましてや北朝鮮からはE E Z間際までのミサイルの実験が行われている。毎日のように行われている状況の中で、それを第一として持っていけるかどうかについては、いささか意見が違ってくるのかなというふうに思っています。

私は、今の状況の中で、アメリカの核、NATOを中心とした、そういうような核の傘下に日本がいるということも紛れもない事実の中で、まず日本に核を、また核攻撃をさせないということが一番だというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました、町長の考えは。

そういうふうになってきますと、力には力というようなことで、そういうような形で、向こうが武装するんであればこちらも武装するよ。こちらはやっぱりそういうような力で守るしかないんだというような、そういう流れになってくると思うんですね。やっぱりこれじゃなくて、対話による、紛争をさせない、戦争に持っていけないということが一番のことですよ。そこのところについては、町長はどのように考えますか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、対話による平和というお話がございました。現に今、ウクライナではああいう悲惨な現状が現実にあるわけであって、なぜそれが対話で解決できなかったのかということを考えますと、それが一番でよろしいのかという部分もございます。そういう認識でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。ここのところでそれ以上の討論にはなっても、先にはちょっと進まないな、私と町長の認識が大きく違うということが分かりました。

そんな中で、日本国憲法に対してはどのように考えるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが、やはり日本国憲法があるというようなことで、平和が守られてきたということは認められると思うんですよ。

日本国憲法の平和原則、要するに憲法9条ですよ。憲法9条というのは、ちょっと読みますが、9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持し

ない。国の交戦権は、これを認めない。」というふうなのが憲法9条なんですが、町長の、最後になんですが、そのようなことかというと攻められたときには、日本を守る専守防衛ということで一応認められてはいますが、攻められないようにするためは何よりも大事であってというのが、ここのところは、本当に認識を共有したいところですが、そこのところは、これ以上論議してもちょっと無理なのかなというふうに思います。何かあれば町長、一言お願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 日本の平和憲法が尊いことは重々認識をしているところでございまして、あの太平洋戦争の惨禍から77年を過ぎるところでございすけれども、憲法9条の問題だけでなく、それまでの間、不断の外交努力等、これが総合的に今の状況にあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

外交努力をしてきたというようなことですが、日本の外交というのは決して褒められないと。これは世界の常識だと思います。そこのところは私から、そこのところも町長とやっぱりちょっと違うのかなというふうに思います。

次に、保育事業について質問します。

先ほどの中で、持ち帰り対応にしているということでした。保育所で処分すべきということの私からの質問なんですが、担当課長、保護者会議でというようなことで報告されましたが、これいつくらいにやった保護者との話で、オムツを見て健康状態を見るとか、それから何かあったときには医者に行つてというようなこと、いつくらいにその話が出たんでしょうかね。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 10年ほど以前ということで聞いております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 10年ですか。昔は布オムツのときには、そういうようなことで健康状態を見るとかというような形が言われていて、みんなやったものだと思います。でも、コロナ感染症がこれだけ広がって、園によっては園が閉鎖されるというようなことも、この町で

も、私立保育園でもあったりというようなこともありましたよね。そういう中で、やはり園でこれは処分すべき、そういう方向で考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

保育士さんの負担軽減にもつながるんじゃないかな。要するに間違えてはならないというようにもありますし、きちんと持たせなければというのは、口をきちんと閉めて漏れないようにとか、いろんな形で大変だと思うんですが、そののところはどうなんだろうかね。保育士の負担軽減にはつながらないのか、それと、今さきに言ったように、感染症対策としてはどのようにおむつを、保護者に預けるというのはどうなのかというのは、そのところはどうでしょうかね。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 2点のご質問があったと思います。

まず、保育士が紙オムツを、これを処理するのが大変かどうかというところなんでございますが、保育士のほうに確認しましたところ、紙オムツの分別が大変であるということとか、今すぐぜひ保育所で処理するというような意見はございませんでした。苦にはなっていないということの回答を得ています。

それともう1点、コロナ感染症のためにも紙オムツは持ち帰りしたほうがよいのではというご提言でございますが、コロナウイルス感染症につきましては、ご答弁申し上げましたとおり、保護者の考えを確認しながら、今後、調査研究してまいりたいと思います。

また、今後もこのコロナウイルス感染症の対策につきましては、発熱している児童は登園させないだとか、児童の3密を避けること、石けんによる手洗いだとか、消毒の励行なども行って、紙オムツ以外でも感染防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 課長、先ほど公立と私立のほうとの月1回の会議というか、言いましたね、会議というか打合せみたいなものがあってというようなことで、その中でそういうようなもの、公立とそれから私立のほうとの意見を共有してというようなこと、たしかそういう報告だったと思いますが、私立の保育園がこれを処理するとなると、それなりの費用が発生するかと思います。

このところというのは事業所のごみということになってきますので、それなりのお金がかかってしまうのかなと思うんですね。そうなったときに、金銭面で園の経営がきつくなる

からできないというようなことが、たとえ起きた場合には、そこは町長どのような対応が取れますでしょうかね。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 論点がちょっと違うような気がしてままならないんですが、そういう今実際にそれをやっている保育所、保育園もあるというふうに聞き及んでおりますし、それで、せんだってテレビでもそういうようなお話もございました。それはそれでよろしいわけでございますけれども、費用が云々ということについて、それは大きな問題になるとは考えておりません。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 費用云々じゃないんですよ。

成東のこども園は全部処理していますし、九十九里とか持ち帰りですし、私立の保育所でも、自分のところで、自園で処理しているところと、それから持ち帰りのところと、いろいろ本当にまちまちというのが実際なんです。私、公立の保育所で仕事をしていた保育士さん、途中から園で処理するようになった。それまでは持ち帰りだったんだけど、途中から公立保育所が園で処理するようになったという話も聞いていて、今現在は、民間のところにいるんですが、そこはやっぱり園で処理をすると。

そうすると、やはり持ち帰らせるということが考えられないというんですね。初めは持ち帰らせるということが当たり前だったけども、この状況下で持ち帰らせるなんていうのは、とてもじゃないけども考えられないというような、そういう保育士さんの意見もありました。やはり、その園で処理するというのが、してみないと持ち帰らせることが当然、当たり前という感覚からはちょっと抜け出せないのかなと思うんですね。なので、そのところはもう一度いろんな会議で共有して、保育士さんとも話をしていただきたいというふうに思います。要望ですが。

次に、福祉政策について質問します。

加齢性難聴の補聴器の購入費の補助についてですが、課長の話では、加齢性難聴の補聴器の購入に関しては考えていない。そうじゃないところの、障害者手帳を持った人とかということについての購入費の対策はあるということでしたが、前回といいますか、以前にもこの問題で一般質問させてもらいましたが、やはり聞こえづらくなる、そういうことによってコミュニケーションとしてそれができなくなっちゃう。

要するに、人と関わることができなくなる。それによって認知症に進んでいきやすいということが言われているわけで、ここのところはもう少し高齢者の健康状態、難聴による健康状態というのを、もう少し福祉課としても調査をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 山崎議員おっしゃるとおり、加齢性難聴によって会話ですとか、人のつながりが減るということは、認知症のリスクになり得るものだと認識をしております。

会話の場面で聞き直されても、責めたり諦めたりせず、ゆっくりまたはっきりと語りかけるなど、配慮することも大変重要なことだと考えております。高齢者が孤立しない、高齢者を孤立させないためにも地域における声かけや見守り活動を推進し、高齢者の生活支援に有効な情報の発信と啓発普及に努めてまいります。

また、詳しい調査というお話でしたが、現時点では、人員配置上の問題ですとかもありますので、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ぜひいろんな調査をして、いろんなところの実施している自治体の調査、それから意見なんかもぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

それから、時間が短くなっていますが、ゴミ出し支援の問題ですが、その前に実態調査についてなんですが、実態調査についてのことで、健康診断のときありますが、そのときに、この健康診断のときに聴力検査とか、それから、そのようなものがないかというのがちょっとあるんですが、費用の問題もあるし、いろいろ町がすぐできるということもいかないかもしれませんが、そこのところの健康診断での難聴調査というのはいかなるものでしょうか。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 健康診断の際の耳の聞こえの調査の関係についてお答えいたします。

町で行っております住民健康診査につきましては、こちらの健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律、それとか横芝光町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、これに、横芝光町第3期国民健康保険特別健康診査等実施計画に基づいて健診事業者に委託しておるところでございます。このような法律や計画の中に、耳の聞こえに関する調査項目はございま

せんから、耳の聞こえの具合の調査項目を加えることは難しいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 健康診断の問診票とか、そういうようなものにも、ちょっと付け加えることは、健診はすぐはできないというのは分かるんですが、そんなようなところからまず始めていただきたいというふうに思うんですね。そこのところをぜひ、要望としてお願いしたいというふうに思います。

最後に、生活ゴミの問題です。

ゴミの出し方、これからどんどん高齢化になっていく中で、今ゴミステーションまで持っていくことができないという現状がある、そういう世帯もあると思うんですね。そういう世帯に対しての支援制度というのが、先ほど言ったようなヘルパーの問題とか、助け合いの問題とかというふうに報告がありましたが、実際問題厳しいのかなというふうに思うんですが、東金市外三市町清掃組合では、九十九里は家の前に家庭ゴミを置いておく多分持っていつてくれたというふうに記憶しているんですが、ほかの町でもそういうところがあったりもするんですが、そのようになると、高齢者のゴミ出しすごく楽になるのかなというふうに思うんですね。そういうことというのは、山武郡市環境衛生組合のほうではできないんでしょうかね。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、今ご質問いただいた回答ですけれども、山武郡市環境衛生組合で、今収集運搬業者と契約して収集しているところなんですけれども、このゴミ集積所の新設に当たっては、横芝光町、町へ申請していただきまして、原則10世帯以上が対象となります。申請箇所の確認については、山武郡市環境衛生組合の方が現地に来て、適正な場所であるか確認した上で、町が承認するということが原則になっております。

今のところ、戸別の収集ということになりますと、それは今難しいのかなと。高齢者世帯で、例えば10世帯、10世帯以下でもちょっと相談していただければ、個人収集というのはできないと思いますけれども、その辺は検討してまいりたいなと思っております。

あと、山武郡市環境衛生組合の構成市町の担当省会議等もございますので、この中でも、高齢者の関係につきましては、個別の収集ということで検討してまいりたいと考えております。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 検討していただけるというようなことで、ありがたい答弁なんですが、壇上でも言いましたが、環境省が調べた実態調査ですが、それというのはちょっとのぞいたことありますか。どのような調査報告になっているのかということは、課長。

○議長（川島 仁君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） その調べについては、私のほう確認してございません。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ぜひその実態調査なども参考にして、当町で何ができるのかというようなことを、高齢者のゴミ出し問題の改善を、そういうものを参考にして改善を図っていただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

○6番（山崎義貞君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時09分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今回の国民健康保険税条例の改正なんですが、基礎課税分の引上げということになっています。現行63万円、最高税率で63万円を65万円、2万円増やすと。そして、後期高齢者支援金課税分を19万円から20万円に、1万円引き上げることになっています。

前年度の2万円、63万から65万円になった人数ですかね。それと後期高齢者の19万から20万円に1万円引き上がった世帯、どれぐらい、何世帯になるか教えていただければと思います。

○議長（川島 仁君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） それではお答え申し上げます。

賦課限度額引上げによる影響世帯でございますが、基礎課税額分については31世帯、後期高齢者医療分につきましては40世帯、重複している世帯もありますので、総数では40世帯ということになっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。課税限度額引き上がる世帯が31世と40世帯、両方の世帯もあるので、当然このところは2万と1万と3万のところも増えるという世帯もあるということの認識ですね。

健康保険の保険料がそれだけでなくも高くなっているということもある。ましてやコロナ禍の中で収入が減っているということもあるかと思います。それなりの収入があるからこれだ

けの税金、国保税引き上げるんだということだと思いますが、私、この引き上げることに對しては賛成はできません。

それで、今回は、その引上げだけだったと思いますが、あと据置きということなので、一応そういうことを述べさせてもらいます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第4、議案第3号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 介護保険条例の一部を改正する条例の、これは介護保険の減免措置を受けた人ですが、これ、昨年度の減免を受けた人、何人くらいありますでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 令和3年度は2人でございます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） コロナ感染症の影響により収入が減ったということで、介護保険の減免に関しての相談とかというのはどれくらい、ちょっと金額ではないんですが、あったら、分かれば教えてくれるとうれしいですが。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 相談件数としては押さえておりませんが、減免の対象となる前年所得との比較になりますので、10分の3以上減少した方ということで申請を受けております。

令和2年度からこちらの減免が始まっておりまして、昨年度は2名で、令和2年度は7名の方がいらっしゃいました。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第5、議案第4号 横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第6、議案第5号 令和4年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 補正予算書は11ページの真ん中ぐらいですね。健（検）診受診・相談等の感染防止体制構築事業、議案の説明の中では、使用料及び賃借料でW i - F i ルーター、備品購入費でタブレットと加湿器ということであったかと認識しております。

役場庁舎内のW i - F i の設備の業務用無線LAN等々整備される中で、この賃借としてそのW i - F i ルーターを選定したという理由がちょっと分かりませんので、その辺の整合性と、あと備品購入費はタブレットはどのようなものが購入されるのか、いつまで利用する予定なのかなど、それを教えていただきたいと思います。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） お答えします。

2点のご質問がございました。

まず賃借料、なぜ賃借料なのかという点でございます。こちらにつきましては、全庁への無線W i - F i の設置時期が来年度末になるため、それまでの期間、令和4年7月から令和5年3月までの9か月を計上したところでございます。これが9万3,000円でございます。賃借料としてでございます。

もう1点ですが、備品購入の件でございます。こちらのタブレットでございますが、マイクロソフト社製のものを購入させていただきたいと考えております。また、期間につきましても、こちらが5年以上ということで購入させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 分かりました。費用対効果等々を見て、そのW i - F i ルーターの賃借として考えられたということで理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 7ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なんですが、一般質問の中で、学校給食の現下の状況を伺ったところでございますけれども、保育所の状況を伺えれば教えていただきたいというふうに思います。

それと9ページ、一番下の子育て世帯生活支援特別給付金、245人ということで伺ったと思いますけれども、世帯としたら何世帯になるか教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 2点のご質問をいただきました。

まず1点目の、町立保育所の給食の状況ということのご質問でございます。町立保育所ににつきましては、外部搬入給食を実施しております。現在は、受託業者から安定供給されている状況でございます。また、今年度は、文書によりまして現行価格に据え置くという通知のほうをいただいております。今後につきましても、適切に対応していきたいと考えております。お願いいたします。

2点目でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象者245人の世帯ということでございますが、現在、前年実績から計算しますと、122世帯を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 大変にありがとうございます。

現下価格で据え置くということで、大変安心をいたしました。

9ページの一番上の公衆無線LAN機器導入委託料でございますけれども、地方創生の残った分で充てられるというふうに理解をしておりますけれども、文化会館、町民会館、体育館、あとB&Gでしょうか。非常に大事なことだというふうに、いつ災害が起こるか分かりませんし、このWi-Fi整備は大賛成であります。

しかしながら、広域避難所は町内十二、三施設になるのでしょうか。ですから、今回つけるほかにまだあるわけでありますので、ただ、使う費用対効果となると考えるところもありますけれども、でもなければまた困ってしまいますので、今後、必要と思われるところから徐々にでも通信環境の整備、広域避難所にはお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島 仁君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それではお答えいたします。

川島議員おっしゃられましたとおり、この事業は地方創生臨時交付金を用いて行うものでございまして、やはり費用対効果という観点から公衆無線LANを導入する施設を絞ってまいりました。

学校体育館等避難所施設ございますけれども、そちらについては、今後状況を見て、防災施設としてどうしても無線LAN必要だということであれば、また防災関連の補助金もあるようですので、そういう点を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。ぜひ視野に置いて、ぜひ少しずつでも整備に向かって広げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 1点、10ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、これ4回目のみの、4回目の接種事業だというふうに記憶しているんですが、この4回目接種に関わる人数、どれくらいの接種人数、4回目接種はどれくらいの人数を見込んでいるのか、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） この新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目の接種人数の見込みでございます。今回のものではございますが、60歳以上と18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、重症化リスクの高い方というような、医師が認めた方というところで2段階に分かれておりますが、60歳以上の方につきましては9,364人でございます。対象者1万404人の90%で算出しております。

また18歳から59歳までの基礎疾患のある方ということでございますが、これを1,000人と見込んでおります。こちら対象者9,873人の対象の8.2%、これは厚労省の基準が出ておりましたので8.2%という数字がありましたものですから、これに大体というところで大まかな数字で1,000という数字をつくっております。合計で1万364人でございます。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

60歳以上の接種率は9,364人ということで、90%見込んでいたということだったんです。前回の全員協議会の資料の中で、65歳以上の接種率が1回目、2回目よりも低くなって、81.8%という接種率なんですね。

この3回目の接種率、落ちているというのは、やはりワクチンによる副反応といいますか、そういうものがあって落ちているというふうには、特に、5歳以上64歳以下の接種率というのはちょっと下がっているというふうに思って、それに比べれば、65歳以上はそんなに落ちているんですが、ここのところで4回目接種に関して、1回目、2回目、3回目もそうなんですが、やはりワクチンによる接種の後遺症といいますか、それが見られると。感染症による後遺症もちろんなんですが、そういうようなところでの、全員協議会でも質問させていただきましたが、相談ですかね。

町が、健康こども課が窓口になって対応すると。そういうようなこともしっかりしていただいて、ちゃんと広報してもらって周知させるようにしてもらって、接種率が上がるようになればというふうに思うんですが、そのところの、健康こども課のほうの対応というのをお聞きさせていただきたいと思うんですが。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君） 山崎議員おっしゃるとおりだとございます。

こちらの周知につきましては、広報なりホームページなり、いろんな媒体を使って周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第7、議案第6号 令和4年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 7ページの歳出なんですが、電算システム改修委託料33万円の補正なんですが、これはマイナンバーカードとのひもづけということで説明がありました。具体的にどのようなところを結びつけるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 議案の詳細説明でもお話しさせていただきましたが、こちらのシステム改修によりまして、マイナンバーそれから個人の口座情報をひもづけることによりまして、介護保険に関する給付費ですとか、あるいは償還払いの支給の手続がご本人の口座へ払込みができるという、そういった内容の改修になっております。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 口座とのひもづけということですが、それによってスピーディーにということだと思います。

資格関係とか、それから認定申請とか給付関係とか、保険料関係、保険料関係は今の口座との関係になるかなと思いますが、そのところはこのマイナンバーカード、このひもづけとは関係ないのでしょうか。それも一緒になるのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 今回のシステム改修ですが、本人の資格情報の取り込みとかそういうことではなくて、先ほど来申し上げていますように、給付費の払込みの関係で公金の受取口座登録、こちらのマイナンバーカードを取得していただいた上で、マイナポータルから登録を個人でやっていく必要はございますが、そちらをしていただくことによりまして、介護の給付費等の公金の受け取りがスムーズにいくという形のものになります。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

マイナンバーカードを持っていない人が従来どおりで変わらないという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） お見込みのとおりです。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第8、議案第7号 令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 今回の補正ですが、前回の全員協議会での説明でありましたように、食肉センターの再編整備の取組について、それに係る費用だということでは認識しています。反対するわけではないんですが、ちょっと確認をしたいんですが、前回頂いた資料で、千葉県食肉流通協議会作業部会の合意事項ということで、食肉センターの建設候補地というようなところがあります。これ、成田市の芦田、第1候補地として。

そして第2候補地として横芝光の中台ということになっているんですが、ここの候補地に関しては、これからのこの候補地の調査というのはどのような形で調査がなされるのでしょうか。町長が今度新たな会社の組合長ということで、何らかの形で参加されていると思うの

で、町長もよく知っていると思うのでお願いします。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 要するに、候補地として2か所挙げさせていただいて、第1の候補が成田、食肉センターの周りにということでありますけれども、これから新たな法人をつくって、その法人でいろいろと成田市に申請をしたり、また、農林水産省に申請をしたり、いろんな形で進めていく過程の中で、どのような問題等も出ないとも限りません。

その状況の中で一つ一つ階段を上りながら、最終的にその場でやっていくという、候補地として進めていくということでございまして、場合によっては、もういろんなハードルがあって、極めてそのハードルもたくさんあって、また高いということもありますので、しっかりとして、それができなかった場合は第2の候補地もあるということのように、2つあるように、今後進めていってどのような状況になるかというのは、今の段階では、そういうふうになりますというのはちょっと言えない状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

そうしますと、食育センターの再編整備に代わって、今の東陽と印旛というような形で合併というような方向で取りあえず進んでいく、そのための、進めるための新たな新法人をつくるということで、その新法人をつくった中で、新たな場所の調査、そういうものが始まるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、第1候補地については成田市の許可、いろんなハードルがたくさんあると思うんですね。だからそれを一つ一つどこまで上られるかという部分はありますので、とにかくそれを進めていくための会社だ、法人だということをご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。

ぜひ、専門家も入れていろんな調査がされるかと思いますが、設立時の代表取締役が佐藤晴彦東陽食肉センター管理者ということになっていますが、町長はどこまで、要するに設立

したら、もう私の役目は終わりですということになるのでしょうか。それとも、若干のこの新法人での影響力といいますか、それがある、持てるのでしょうか。そのところだけ。

○議長（川島 仁君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほどから申してありますように、今後、これからいろんな申請手続をやっていかなきゃならない中で、しっかりとしたその基準の基本の法人がやはりなければいろいろな印鑑証明も出せませんし、申請も出せない状況にあるわけでありますので、それを進めていくというのに、それがすぐ一朝一夕でとんとんと進むような状況にはならないんじゃないかなというふうに、私としては考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第9、議案第8号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、實川睦子氏の入場を求めます。

〔實川睦子君入場〕

○議長（川島 仁君） ただいま、實川睦子氏の教育長の任命について同意されましたので、
實川睦子氏にご挨拶をいただきたいと思います。

○實川睦子君 ただいま議会のご同意を賜りまして、教育長として務めることになりました實
川睦子でございます。

浅学非才な身ではございますが、横芝光町教育の充実・発展のために全力を尽くしてまい
る所存でございます。皆様方には、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（川島 仁君） ありがとうございます。

ここで實川睦子氏が退場いたします。

〔實川睦子君退場〕

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第10、議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議
題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（川島 仁君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128号の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。よって、そのように決定しました。

◎横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（川島 仁君） 日程第12、横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員に、横芝光町横芝、藤田雅夫氏。横芝光町屋形、海保教之氏。横芝光町宮川、齊藤修氏。横芝光町宝米、小川義則氏。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、よって、藤田雅夫氏、海保教之氏、齊藤修氏、小川義則氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、横芝光町宮川、林正信氏。横芝光町小川台、鈴木博道氏。横芝光町中台、伊藤勤氏。横芝光町横芝、小堀正博氏。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。

よって、林正信氏、鈴木博道氏、伊藤勤氏、小堀正博氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充員の順序は、ただいま指名の順序とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名の順序とすることに決定しました。

ただいま当選されました横芝光町選挙管理委員及び補充員については、会議規則第33条第2項の規定により、告知書をもって通知します。

◎請願及び陳情の件

○議長（川島 仁君） 日程第13、請願及び陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 川島勝美君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島勝美君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願2件及び陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月3日午後4時10分から、委員7名出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。毎年同じような内容で提出されているが、教育予算については十分考えていただきたく、GIGAスクール構想なども入っているので、予算をかけて日本を担う子供たちを教育の観点から、しっかり育てていただきたいと考えるので賛成する」という意見や、「日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てる重要な使命を担っている。教育はいじめ等の深刻な問題を抱えており、子供たちを救うには教育予算拡充が必

要だと思う」との意見があり、採決の結果、請願第1号は採択と決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります、「この請願は毎年提出されているもので、今回も採択すべきものとする」との意見が多数あり、採決の結果、請願第2号は採択と決定しました。

次に、陳情第1号 難聴者のための補聴器助成制度の創設を求める陳情書についてであります、「補聴器助成制度については、耳の聞こえ以外にも加齢による身体機能の衰えはありますので、町単独での補助は適当でない」という意見、「難聴者が軽度の時点から継続して補聴器を利用することによって、少しでも長く自立した生活を送っていただきたい。当町の財源の厳しい状況を鑑みながら、できることから検討していただきたいので賛成する」という意見や、「国や県、近隣市町の制度化の動向を見た上で判断すべきではないかと考え、反対する」や「町の財政だけでなく国の助成がなければできないと考え、今の段階では反対する」との意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果のご報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島勝美君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告がありました請願2件及び陳情1件について、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 難聴者のための補聴器助成制度の創設を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 1時48分）

○議長（川島 仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時50分）

◎日程の追加

○議長（川島 仁君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審査（質疑・討論・採択）

○議長（川島 仁君） 追加日程第1、発議第1号 国における2023年度教育費拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号審査（質疑・討論・採択）

○議長（川島 仁君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和４年６月横芝光町議会定例会を閉会します。

(午後 １時５３分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島 仁

議員 川島 富士子

議員 宮 蘭 博 香